

令和7年第3回安平町議会定例会会議録（第2号）

令和7年3月7日（金曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和7年3月7日（金曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（10名）

議席番号

1 番 工 藤 秀 一	2 番 米 川 恵美子	3 番 小笠原 直 治
4 番 鳥 越 真由美	7 番 三 浦 恵美子	8 番 箱 崎 英 輔
9 番 内 藤 圭 子	10 番 高 山 正 人	11 番 梅 森 敬 仁
12 番 多 田 政 拓		

4 欠席議員 5 番 田 村 興 文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者
町 長 及 川 秀一郎 教 育 長 井 内 聖
代表監査委員 小 川 誠 一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副 町 長 田 中 一 省	総 務 課 長 岡 康 弘
総 務 課 参 事 池 田 恵 司	政 策 推 進 課 長 渡 邊 匡 人
政 策 推 進 課 参 事 山 口 崇	税 務 住 民 課 長 奥 田 浩 司
税 務 住 民 課 参 事 佐々木 智 紀	産 業 振 興 課 長 森 池 和 哉
建 設 課 長 塩 谷 慎 嗣	建 設 課 参 事 伊 藤 富 美 雄
会 計 課 長 下 出 佳 史	健 康 福 祉 課 長 阿 部 充 幸
健 康 福 祉 課 参 事 小 板 橋 憲 仁	水 道 課 長 佐々木 貴 之
水 道 課 参 事 谷 村 英 俊	総 合 支 所 長 村 上 純 一

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教 育 次 長 永 桶 憲 義 教 育 委 員 会 参 事 佐々木 英 生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 木 林 一 雄 課 長 補 佐 石 塚 一 哉

○ 議 事 日 程 （第2号）

日程番号	議案番号	付 議 案 件
日程第 1		一般質問
日程第 2	議 案 第 7 号	安平町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安平町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議 案 第 8 号	安平町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議 案 第 9 号	安平町公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第 10 号	安平町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 11 号	ラ・ラ・タウン・おいわけの分譲宅地販売促進に係る減額譲渡等の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第 7	議案第 12 号	安平町合宿所条例及び安平町早来研修センター条例を廃止する条例の制定について
日程第 8	議案第 13 号	令和 7 年度安平町一般会計予算について
日程第 9	議案第 14 号	令和 7 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第10	議案第 15 号	令和 7 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第11	議案第 16 号	令和 7 年度安平町介護保険事業特別会計予算について
日程第12	議案第 17 号	令和 7 年度安平町水道事業会計予算について
日程第13	議案第 18 号	令和 7 年度安平町下水道事業会計予算について
日程第14	意見案第 1 号	持続可能な学校の実現をめざす意見書（案）について
日程第15	意見案第 2 号	高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書（案）について
日程第16	意見案第 3 号	高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書（案）について
日程第17		議員派遣の件について
日程第18		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第19		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第20		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

- 本日の会議に付した事件
 日程第 1 一般質問 ～
 日程第 8 議案第13号 令和 7 年度安平町一般会計予算について
- 会議録署名議員
 議長は、本定例会の会議録署名議員に次の 2 人を指名した。

2 番	米 川 恵美子
10 番	高 山 正 人

会 議 の 顛 末

◎ 再開・開議宣告及び議事日程の報告

- 議長（多田政拓君） おはようございます。昨日に引き続き議会を再開します。
只今の出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
-

◎ 日程第1 一般質問

- 議長（多田政拓君） 日程第1、一般質問を行います。
初めに8番、箱崎英輔議員の一般質問を許します。

【通告No.3 8番 箱崎 英輔】

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） では私の方から子ども会と地域コミュニティとの関係を考えるという点でお聞きしたいと思います。こうして見渡せば追分町時代に社会教育に携わって汗を流してきた方がたくさんいらっしゃる中での質問ですが、私の考えの一端を述べさせていただきます。
- では、質問の要旨から述べさせていただきます。全国的に子ども数の減少、社会生活環境の変化と地域における人と人との関係性の希薄化などを反映して地域の自主的な子ども育成組織である子ども会が活動を休止するまたは解散するというケースが増えています。子どもの人数の減少ということは保護者の人数も減少していることであり、役員の負担が大きくなり、なり手がなくなる。いわゆる負の連鎖が起きています。安平町も例外ではなく地域ごとに課題は違っていると思いますが、近い将来子ども会を廃止または活動を休止せざるを得なくなるということは町にとっても決して好ましいことではないはずです。そのような状況の中で子ども会から見たコミュニティの在り方、もう少し広げた視点で言うと子どもを取り巻く環境をどのようにしていくのか伺います。全国ほぼ一律にある子ども会ですが、そもそも子ども会とはどういうものなのか。どのような根拠に基づいているのか伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 子ども会については一般的に地域の子どもたちが集まり、さまざまな活動を行う団体であり、特定の法律に基づいて設立されるものではなく、地域住民の自主的な取り組みにより運営されているものと認識しています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） おっしゃられたとおり、そのとおりですね。私の方でも調べたところ同じエリアに居住する異年齢の子どもが任意で参加し、運営は保護者を中心になり定期・不定期の活動を通じてさまざまな参加者同士が学び合い、研鑽を積み、自己の成長を促すための組織と定義されています。また、戦後の混乱期に同じように子ども会と設立された児童館というものがありますが、こちらは児童福祉法に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し情操を豊かにすることを目的とするとありますので、子ども会と同じような目的で作られたものであると思いますが、児童館は法的な裏付けがあり、施設の構造や職員の配置に関するものまで定められていますが、子ども会というのは任意団体扱いということになります。では次に進みます。子ども会の特徴をどのように捉えているのか伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 子ども会の活動は地域の子どもたちが交流し社会性や協調性を育む場としての役割を果たし、また、イベント等を通して地域とのつながりを深めることができ、更には関わる保護者間の交流にもつながるものと認識しています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） おっしゃられるとおり、そうなのですが、他にも地域性が伴ってくる自治会・町内会単位が多いということだったり、主に参加するのは小学生いわゆる児童ですね。中学生も参加することは可能ですが多くの場合はジュニアリーダーとして関わる人が多いと。3つ目として子ども会ごとに活動内容や頻度が大きく異なっているということです。

それでは次に安平町の子ども会の現状について伺います。①と②を一緒に伺いますので、子ども会の数を教えていただきたいのと組織的な裏付け、位置づけ、具体的に言うと町内会・自治会の一部としてあるのか、または子ども会独自の別な組織であるのか。自治会・町内会との関係性を伺います。どちらも4地区それぞれお願いします。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） まず子ども会の数についてですが、現在安平町に現存する子ども会の数は遠浅地区に1団体、早来地区に8団体、安平地区に1団体、追分地区に6団体の計16団体となっています。

また、②の町内会自治会の一部として、または別組織としてあるのかというご質問については、旧町時代より遠浅地区、早来地区、安平地区については町内会・自治会に紐づけで組織形態されており、追分地区においては町内会・自治会とは別組織として形成されているものと認識しています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） わかりました。合計16団体ということは自治会・町内会に紐づけられているとあったのですが数が一致しないと思うのですが。ということは安平・遠浅地区はいくつかの自治会がある中で1つの子ども会ということなのか。

それともう1つ、経費関係ですね。町内会・自治会から全て子ども会は賄われているのか会費を取っているのか、もしご存知であれば教えてください。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 遠浅・安平については議員がおっしゃられるとおり地区で1つとなっています。自治会組織分かれています、その地区で1団体という形となっています。会費、全て把握はしていませんが自治会に紐づけられている子ども会については、自治会の中の経費というか活動費等をいただいて、更には参加費負担なんかも取りながらやられているそれぞれの団体で多少違いはあると思いますが、そのような形で運営されていると認識しています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） こちらも同じく4地区それぞれになりますが、課題があれば教えてください。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 4地区というご質問ですが、課題については共通しているものと認識しています。町内4地区全てにおいて少子化の影響から子ども会に属する子どもの数の減少と転入転出の把握が地区内で難しいという課題が挙げられます。それに並行して、子ども会活動の縮小化についても課題として挙げられるものと認識しています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） おっしゃられるとおりなのですね。なかなか学校とかに名簿の情報を求めても学校側は提示できないということで子ども会、あとで出てくる安平町子ども会育成者連絡協議会についてもなかなか子どもたちの実態把握ができないということになっているそうです。

では次に進みます。町内での子ども会の先行事例または好評を得ている事例などがあれば教えてください。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 近年、胆振地域子ども会育成連絡協議会主催事業にも安平町から積極的に参加されていますが、そのイベント参加をきっかけに活動を継続的に実施している子ども会があります。また、他自治体の子ども会と比較すると役員は固定化し、高齢化担い手不足が喫緊の課題としてある中、安平町子ども会育成連絡協議会の役員を担っていただいている理事の方々は保護者が主ですが、安平町においては役員選出等組織体制が確立していることについて、全国子ども会育成連絡協議会の会合内で大変評価をいただいていると聞いています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

- 8番（箱崎英輔君） 通称、安子連の話は次の質問でしたかったのですが。単位子ども会で好評を得ている事例などありましたら教えていただきたいのですが。SNS等で確認したら、私も実際に行ったことがないのですが、早来栄町町内会などが子どもに寄りそうというかCFCIに近い活動をされているということが確認できているのですが、もしそういう事例があれば教えていただければありがたいのですが。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

- 教育委員会参事（佐々木英生君） 議員がおっしゃられるとおり、さかえ自治会の子ども会については、子どもたちの意見を聞きながらさまざまな活動をしていく形で取り組んでいると聞いています。そのような取り組み、他の団体ではどうかというところでは多少なりとも子どもの意見を聞きながらということはあるかと思いますが、さかえ自治会のようにいつているかまでは承知していません。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。

- 8番（箱崎英輔君） 今よく言われている自主性から主体性に変化するということが垣間見られているような活動になっていると思います。

次に進みます。単位子ども会をまとめている安平町子ども会育成者連絡協議会がありますが、町はどのようなことを期待して補助事業を続けているのか伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

- 教育委員会参事（佐々木英生君） 単位子ども会においては、子ども会活動として廃品回収や町外研修など活動されています。安平町子ども会育成連絡協議会の活動では町内在住の小学生を対象とした事業展開を行っており、参加児童が100名を超すバス研修やスポーツ推進員、あびら教育プランと協働したイベントの開催など保護者や地域の方々による生涯学習のきっかけづくりに寄与していただき、まちづくりの一端を現役子育て世代が担う効果に期待しています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 先ほども出ていましたが、役員を保護者が務めるということがあくまでも全ていいのかというと、そこはいろいろ議論があると思うのですが。ということは役員が1年とか2年でコロコロ変わってしまうと単位の子ども会などは会長さんがこういうことを変えたいと思っても1年、2年で終わりとなってしまいます、やっぱり下手なことを言うのは止めておいた方が良さそうだなとなると、なかなか子ども会も変わらないところがあると聞いています。これは私たちの時代も一緒だったのですが、ただ私たちの時代は今先ほども言いましたように自主的な事業が多かった、主体的な事業をこれから安子連にも求められていくというか、積極的にやっていただきたいと思うのですが、先ほどの栄町町内会のような事業を、そういう活動がこれから安子連にできるのかどうか伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） できるのかどうかでいきますとさかえ自治会の子ども会を例にお話がありましたが、そういった単位子ども会、具体的にはこちらでは承知していないところも多いですが、それぞれ子ども会育成連絡協議会の会議の場において、それぞれの活動報告だったり情報交換などをしていきながらそれぞれが必要であれば子ども会育成連絡協議会においてもそのような活動を取り上げてやっていくということは十分可能かなと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 役員の成り手に関してはまた後で出てきますので、その辺でまた意見を言いたいと思います。

これからの子ども会の在り方について伺います。これ以降はコミュニティ政策学会という、私も今回初めて知ったのですが、そこから出ている意見なども合わせて参考にしながら進めていきたいと思っています。子ども会を巡る論点はいくつかあると思いますがいかがですか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 子ども会を巡る論点としては一般的にはその必要性、加入の自由度、保護者の負担、活動内容、費用などさまざまな視

点があると認識しています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 私の方で調べたところ4つほどありまして。まず1つは関係者の負担ですね。こちらは育成者や保護者といった役員の負担をどうするのか。これは子ども会だけに限らず自治会・町内会についても似た課題を抱えていると認識しています。

それと2番目が外部からの支援をどのように確保するかなのですが、こちらは以前、総務省が地域のある組織とNPOなどの連携協働を促す狙いで地域共同体構想を示したらしいのですが、実体的に子ども会との連携はうまく機能しなかったということで、ほぼほぼそのNPOとの連携はない状態らしいです。

それと3番目の子ども会はなかなか議論の俎上に上らないというのはなんでだろうと調べてみたのですが、自治会・町内会というのは包括性つまりいろんな仕事をしています、役割がある。例えばごみ集積所の管理だったり、高齢者や子どもたちの見守りだったり、敬老行事だったり、その他諸々なことをやっています。これを町内会が全てやめまうと言ったらそれこそ役場に対してもマンパワーや費用などで問題が出てきてしまうと思うのですが。対して子ども会は活動を休止してもそんなすごい議論にはならない。要は可視化できないという状態があると思うのですよね。しかし可視化できないけれども子どもたちの楽しみ、私たちも私たちの子どもたちも、他の子どもたちも、子ども会というものは本当にいい思い出があって楽しい思い出があるのですが、そういうものができなくなるということを考えればちょっと問題ではあるのかなと思っています。

最後にここが重要になってくるのかなと思うのですが、そもそも子ども会の在り方をどのように捉え直すのが必要だと思うのですよね。その辺のことについてもう少し深掘りして聞いていくのですが、そのような子ども会の現状を理解して問題解決を図るのにはどのようにすればいいのか伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 子ども会については、少子化や共働き家庭の増加により従来の形での運営が難しくなっているため、柔軟な運営方法や活動内容の見直しが必要と言われています。ただし、単位子ども会においてはそれぞれ団体によって現状、課題、その解決策は若干でも違いがあるものと認識していますので、教育委員会としてもそれぞれの団体に寄り添った

支援を継続し、持続可能な子ども会の在り方を模索していきたいと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 寄り添った支援とか持続可能な子ども会の在り方と今言われましたが、じゃあどうすればいいんだってところは私もすぐにこうだとは言えないのですが。ちょっとその辺はここで少し述べさせていただきます。今まで全国的に行われてきた議論では、特に社会学というものらしいのですが、その観点から議論されてきたらしいのですが、3つほど多分子ども会が子どもの数の減少は目に見えてわかっているのですが、子ども会がなぜ無くなっていくんだってところが3つほど大きなことがあるらしくて。塾や習い事などで子どもも忙しくなったというのが1つ、2つ目が働く母親も増えたのが2つ目、レジャーも多様化している結果、子どもの参加者が減った、子ども会が無くなったと今までは言われていたのですが、私も本当そうだなと思っていたのですが、今回調べてみたところ市制化論とか消費社会化論と言われているらしいのですが、どうもこれが違うのではないかという研究結果が出てきたわけですね。研究結果の内容についてはここでお伝えすることはしませんが、2019年にコミュニティ政策学会がWEBアンケートを行った結果、このような提言を行っています。2つ方針変更が必要なのではないかと。

まず1つは、自治会・町内会や地域コミュニティとの協力連携や対立化等の局面を明らかにするということです。安平町では自治会・町内会と子ども会との対立化はないと思いますが、子ども会としては子どもの健全育成を謳っていますし、基本的にはそれは正しいことだと思うのですが、よくあるパターンが子どもたちのためにというキャッチフレーズ。間違っていないと思うのですが、それを全面的にバンバンと出されてしまうと周りはちょっと勘弁してくれよと退いてしまうところもあるし、それでは解決策が出てこないのではないのでしょうか。本当に子どもたちのためにと言いながら、本当に子どものためになっているのかどうかというのはなかなかそこは検証できないと思うのですよね。むしろ先ほどの栄町などの先行事例があったように子ども会と自治会やコミュニティなどの協力連携の可能性といったところに焦点を合わせていかないと保護者の負担感や抱えている問題は解決できないと思います。

2つ目なのですが、2つ目にはこれもよくありがちなのですが、協働性が善で個別性が悪という、つまり協力する人は良い人だよなって言われるし、協力しない人はなんであの人協力しないのっていう。単純に道徳的に2つの選択肢で考えてしまいがちですが、状況次第で人は協力・非協力という選択

肢を変更していると思います。例えばこの行事には協力するが、もう一つの行事には協力したくないとか、Aさんが推しているものには協力するけどBさんが推しているものについては賛同しても協力はしないというような感情論はよくあることだと思います。そこにどんな力が働いているのか、あるいはどんなふうに連鎖していくのか考えていかないと、良い人・悪い人という話になるだけで現状は何も変わらないと思います。結果、協力的な人はずっと我慢する形になってしまう状況になってしまう。私一人ぐらい協力しなくても結果は大して変わらない。いわゆるただ乗り論、フリーライダーと言われるものです。そこでこれらを解決する手段として社会的ジレンマやカスケード効果というものがあるらしいのですが、こちらが解決の糸口ではないかということです。心理学や社会学といったところで使われているので子ども会だけではなくいろいろな分野で使われているものです。

まずこちらが社会的ジレンマというものですが、個々人にとっては非協力、何もしない方がいいですよ。何もしないで誰かがやってくれれば。全員が非協力であれば全ての人にとって望ましくない状態がもたらされる。つまり解散や休止に至ると。逆に青の部分、全員が協力しましょうといっても例えば今ここに20-20という数字がありますが、これを20人に置き換えると合計40人で全員、全ての人協力しますということになるかと思うのですが、先ほども述べたようにこれはなかなか実現性に乏しいと思うのですよね。というところで目指すのは黄色い部分。いかに少しでも協力してもらうか、協力してもらう人を増やすかということです。ここも例であるように協力が20、非協力がマイナス20とすれば合わせて0になってしまいますが、これが協力者が多ければ多いほどプラスに転じ一人当たりの負担も減ると。それをいかにアピールしていくかということになるかと思います。地域にとって赤の部分になることが本当にいいのか。そうではないよねということを理解していただく。意識化していただくことが必要だと思います。役員や参加者がイベントや行事をいろいろな形で負担していることよりも同じ子ども会に親の名前も子どもの名前も知らないという地域社会ができてしまう。それでいいのか。そちらのリスクや不安の方が負担として町としても社会としても大きくなるのではないかと思います。例えばもし子ども会が無くなったらどんなデメリットが生じるのか。新しく子どもを持った人が地域コミュニティ、子ども会や町内会・自治会のなかに、公共施設と商店、コンビニだけあればいいのかという。自治というものがコストやリスクでしか考えられない社会を作っていくことが果たして安平町にとっていいのか。そういったことを考えなければいけないと思います。

次にもう1つ紹介しますが、こちらがカスケード効果と言われるものです。下の事例にあるように、これは本当にあったことらしいのですが、ある種の子ども会加入率とその市の中でも地区ごとに加入率が違っていると。ほぼ100%の地区の保護者とか地域の人に聞き取り調査を行ったらしいのですが、

勧誘に行く時にほぼ皆さん加入していますとか、この近くでは基本全員加入していただいていますと言えるかどうかが重要だということがアンケート調査でわかったと。つまり人は周囲の動向を敏感に察知する準統計的な能力を持つと同時に、それぞれこれぐらいの人が入っているなら自分も入ろうかなという自分なりの値があるらしいのですよね。そこで連鎖的に人の動きが反応する。これどちらにも動くのでしょうか。雪崩式に変化すると、これをカスケード効果ということで証明されています。

ということを参考にしながら、町として今の現状で行っている支援または将来的にどのようなことを考えているのか伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 教育委員会としては安平町子ども会育成連絡協議会に対する財政支援、また、育成連絡協議会及び単位子ども会の活動に対する助言等をさせていただいているところですが、将来的にもこれまでと同様にそれぞれの団体が抱えている課題、例えば活動内容の充実、運営負担の軽減等に対して助言等をさせていただきながら適切な支援を継続し、それぞれの団体が自主的な活動として子どもたちの学びの場、地域と関わる機会を充実させていただきたいと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） おっしゃることもそのとおりだと思うのですが、具体的にどんなことをやっていただきたいかということを提案させていただきたいと思います。

今までいろいろ見てきた中で、調べた中で、やはり実態を把握するためにはアンケートをやっていただくことがいいのかなと。これも前の時代ですかね、我々が子育て世代だった時代のアンケートでは、要は子ども会とか町内会によく協力する、参加する人の答えが結果として出てしまうと。なぜこの出たくない、やりたくないという人の意見がアンケートの調査の中に出てきていなかったらしいのですね。なのでどうしても回答に偏りが、ということなので、これは町としてやるのか地域ごとにやるのかはいろいろあると思うのですが、大学とか教育関係の大学だったり、そういうことを統計的なことが可能な、できる企業だったり、そういうところのデータを出していただいて本当の困りごとは何だったのか、実態はどうなんだというのをを出していただきたい。先ほどもあったように、そうやって今までうちの子どもは塾に通わせているので行きませんというのが出ているらしいのですが、それは実態

として自分の子どもに投資している保護者は子ども会とかにも行かせたいらしいのです。そういう活動にも参加させたい。いろんな活動に参加させたいのが実態らしいので。塾と重なったら塾を優先していったというだけで参加率は低くなったというわけではないとか、そういうことが出てきているのでそのような実態を把握できるようなことをしていただきたいということと、これは先ほども言いましたように地域との連携ですね。これを子ども会や自治会組織との連携が大事だと言われています。お祭りとか歓送迎会ですね。町内会・自治会でやってらっしゃるところもあるかもしれませんが。例えば出産した家庭とかにも自治会・町内会からとか子ども会からとか大げさなお金でなくてもいいらしいので本当におめでとうございますという意識を表す。それと、こちらも先ほど言わせていただきましたがスペシャリストの育成ということは、これはなかなか難しい話になるかと思うのですが、活動内容の充実とか運営負担の軽減ということが先ほど言われていましたが、多分1年や2年の交代制だとそこには至らないのかなと私自身は考えています。なので子ども会担当の役員を配置していかなければいけないのかなと思います。それは2期とか3期とかやっていただければ20年も30年もやってくれとは言わなくても2期・3期とやっていただくと周りの1年交代とか徐々に変わっていく保護者からすると頼りになる存在になっていくのではないかなと思います。ただ、そうすると子育て世代だけでそれをやれというのは無理があると思うので、ここは町内会・自治会とかと連携して早来地区のようにやるのがいいのか、そのまま単独活動をやっていく追分地区のようにやっていくのがいいのか、それはいろいろ議論していかなければいけないと思うのですが、そういうことをやっていければいいのかなと思います。

また、来年度から始動する予定である地域学校協働活動ですね。そちらの一部としてやって進めていただくのもいいのかなと。要はスペシャリストがいないとなかなかそこでやれといっても、多分私もそうでしょうけどもやる日の日付を書いてやる内容は一緒と。目的も一緒ということをや々とやらざるを得なくなると。そのうち廃れる形になっていくのが問題かなと思っています。

あとは今、早来学園のPTAはQRコードで入っているとお聞きしたのですが、この指止まれ方式でやってらっしゃる。それでも本当にやりたい人たちは入っていくということを考えると子ども会事業なんかも従来からの踏襲をやめてもらって自由にやれる形にもっとやっていいよという、そこに先ほど言ったスペシャリストの配置は必要になってくるのですが。それであれば子どもに関連するNPO、特にスポーツであればアビーとかキャンプであればノマドというNPOもあるので、そういうところをどんどん活用していけるような広報をしていただければいいのかなと思います。

最後には現状を踏まえた上でそのアンケートの結果が出る出ないは別にしてもそれぞれ皆さん言いたいこと、聞きたいことがあるらしいので、そうい

う場を設けていただきたいというところです。ということで提言は終わらせていただきます。

最後になりますが、こどもまんなか社会の推進について伺います。担当課だけでなく育ちに関わる環境づくりを各課を跨いで進めていただきたいと思いますがいかがですか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 教育委員会としては子どもにやさしいまちづくりプロジェクトを進める上でも各課と連携しながら育ちに関わる環境づくりを進めていきたいと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 各課を跨いでやっていただくことは非常に嬉しいことと思います。

次の質問に移ります。自治会・町内会ごと、また各地区ごとの取り組みはそれぞれで結構だと思うのですが、今年に入って2月23日にアビースポーツクラブが追分中学校で行った親子スポーツデーのような。ターゲットは子育て中の親子となっていますが、地域は関係なく参加していました。例えばチアダンスなどは遠浅や早来地区で盛んですが、そちらの小学生が追分地区の子ども園の子だったり、追分小学校の子たちをチアって楽しいよと教えている姿だったり、膝の上に乗っけてこうやれば面白いよ、楽しいよとやったり、本当に微笑ましい光景だったと思います。そのように今も徐々にやってらっしゃると思うのですが、町全体として子どもだけでなく子どもの育ちの支援をしていくべき大人も巻き込んだ事業を促して町民の方々の背中を押していただけるようにしていくのいいと思いますがいかがですか。具体的な施策があれば合わせてお答えいただきたいと思います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 教育委員会としても子どもまんなか社会の推進に向けて議員が言われたとおり関わっていただく大人への支援も重要と考えています。

社会教育分野においては、これまでも子ども会の運営に関わっていただく方たちへの支援やあびら教育プランの各種事業における地域の方々の関わ

り、先ほど答弁させていただきましたが、子ども会育成連絡協議会、スポーツ推進員、遊育事業など各種団体が連携して行う子どもに関するイベントの実施などにおいて関わっていただける大人が交流できるような事業展開を行っています。また、今後においても近く地学協働本部を設立し、地域学校協働活動を進める中で、子どもたちの育ちの支援をしていただける大人たちの背中を押せるような取り組みとなるように努めていきたいと考えています。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 通告の後、最後の質問ですので、私の方からお話をさせていただきます。

まずは参考となるレクチャー、それと貴重な提言ありがとうございます。特にアンケート等、子どもの声を聞く、当事者の声を聞くところはC F C Iの考えにも合致しますのでしっかり丁寧に取り組んでいきたいと思っています。

子ども会に関しての質問がありましたが、子ども会の良いところで一つこういったところがあるのかなと思うのが、教育の専門家やその道の専門家でなかったとしても、我が子以外の子育てに関わることができるというのが一番のいいところかなと思います。先ほどNPOとの連携、もちろんそういったところもあると思うのですが、どうしてもNPO等だとそこに関わる大人が何らかの専門性を有していて、そうなるといや私、特に何もない普通のお母さん、普通のお父さんなんだよなといった時に一歩気が引けてしまうのかなと。ただそれが子ども会であれば特に何か専門性を有しなくても子どもと関わるができる。もう一つはPTAではないので保護者でなくても子どもの育ちに関わることができる。今、子どもを持たない世帯の方々、そういった選択をする方々が割合として増えてきていますので、そういった方であっても地域の子どもに関わることができるのかなと思っています。

また、そういった今日の箱崎議員の話を受けまして、そう考えていった時に地学協働活動、地域学校協働本部はしっかりと機能はしていくのですが、そこに全て集約するのも検討しなければいけないなという視点も今回気付きとしていただきました。学校に全てをお願いすればするほどサービス提供となってしまうので、もしかしたら地域の力は弱くなってしまうといった側面もあるのかもしれませんが。なので地域と学校の協働する活動もありつつも、ただ地域独自の活動、その中で自治としての子ども会、そこで取り組むものというのは健全育成という表現の仕方もあると思うのですが、もっとシンプルに子どもたちに小さかったころの地域の思い出を作ろうと。これぐらいシンプルにしていけば、そうか、じゃあうちの子にこの自治会にいる子どもたちに子ども時代にこんな楽しいことあったなという思い出を作っておあげ

るためにはどんなことができるかなと。そうなると何かの専門性がなかったとしても取り組むことは可能なかなと思います。いずれにしてもこれだけ子どもの数が少なくなっていく中で、圧倒的に大人が多い中で、どうやって地域の子どもたちを地域で育てていくのかという視点はとても大切であって。それに対してじゃあ学校に、ではなく子ども会という組織があるというのは大変強みでもあると思いますので、そのところを活かしていきながらしっかりと子ども会についても、これは教育委員会だけかというものではありませんので関係する各課もしくは庁舎内だけでなくいろいろな地域の方々の声も聞きながら進めていきたいと感じているところです。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 自分を作る、自分を生きるという自主性から主体性になっていくのは今教育長がおっしゃられたように、学校家庭だけの問題ではないと思います。地域も関わりながら、その関わるハードルを下げながら大人たちの楽しさ、子どもたちも楽しさがないとやはり義務感でやっても嫌々やっても、それはそのまま嫌な思い出につながるだけだと思いますので、ぜひそのようなことも我々も地域の一員として考えていきたいと思います。

また、私事ですが。たまたまですが明日町内会の役員の代表として子ども会の総会に参加することになっていますので、今ここで述べたことを本当にお前やるんだなっていうことを、ちょっと子ども会の人たちと話しながら進めていきたいと思います。以上で箱崎英輔の一般質問を終了します。

○議長（多田政拓君） 以上で8番箱崎英輔議員の一般質問を終わります。

次に10番高山正人議員の一般質問を許します。

【通告No.4 10番 高山 正人】

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 10番高山です。私の質問は庁舎内執務室再計画事業についての質問をさせていただきます。これについては、ワンストップサービスの費用便利費という、面倒な漢字、言葉を使わせていただきましたが、コストパフォーマンスというか、これはあくまでも費用対効果といった話になるうかと。雑談で最初から脱線するかもしれませんが、どうも横文字で表記されて中身がよく理解できない。これは申し訳ない、英語に疎いものですから

次から次に出てくる言葉が一体何なのだろうと。一回一回調べなくてはいけない。日本人でありながら何か英語をたくさん使われると余計難しいことをするのかって。何なんだろうということに駆られて、あえてこのような言葉にさせていただきました。その辺はいつもお互いにやり取りの中で出てくることなのかなと思ひましてとりあえずということで。

まず最初に（１）令和６年庁舎等レイアウト設計事務委託料の内容について伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 今年度業務委託をしています安平町役場庁舎執務室再設計業務委託の内容についてのご質問ですが、まずこの業務の目的からご答弁差し上げたいと思います。本町においては昨年度、安平町デジタルトランスフォーメーション推進計画、いわゆるDX計画を策定しましたが、この計画ではデジタル技術や電子データを最大限活用しまして住民の方の利便性を向上させるとともに、それに伴う我々業務の効率化を進めることによって、職員の人的資源を行政サービスの更なる向上のために活用していくとしています。この計画に基づきましてこれまで公共施設へのWi-Fiの設置ですとか各地区拠点からの遠隔での相談窓口の設置、また各種証明書のコンビニエンスストアでの取得やスマートフォンのアプリケーションを活用したスマホ役場という事業をこれまで進めてまいりました。従前であれば役場に足を運ばなければ手続きができなかったものが、これらの事業を利用することによりまして役場に来なくても手続きが完結できることが増えまして、デジタル化を進める前とは来町される方の数とか年代というものが変化していくと思われますので、今後将来を見据えた住民サービスの更なる最適化を図るための庁舎の窓口、いわゆるワンストップ窓口の設置やそれに伴う職員、課やグループ人員の適正配置などを検討していくことを目的としています。

委託業務の内容ですが、窓口での住民対応業務が多い部署に対するヒアリングやその他全職員に対するアンケート調査、また執務室や書庫などに保管されているそれぞれの文書とかファイルの全体量の調査などを行いまして、これらの調査結果に基づいた庁舎フロアの最適なレイアウト案の作成と、それに必要となる経費の積算も含めた庁舎の中の執務室の再設計を行う事業となっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） この委託業務、予算的には200いくらかというか、予算化さ

れて。これ入札執行調書を拝見して1年間見てきたのですが、どこに入っているかわからないと。委託業務というのはどこでどの会社にもどの金額が妥当だったから委託をしたのか、どういう選定をしたのかって。全く僕が探しきれなかったのか、どこかに載っかっているなら教えてほしいのですが。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） この業務の委託の契約方法ですが、昨年7月においてプロポーザル方式で実施しています。プロポーザルに応募してきた事業所が1社。内容の方を審査しまして内容の方が合格点に達したということで、そこに決定しています。

なお、業者については株式会社大丸ということで、予算額247万5000円ですが、契約額については231万円となっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） プロポーザルによる1社、これってどうなんだろうねって。よくわからないのですよ。いつもプロポーザルと言われると非常に見えなところでいろんなものが決まる、契約されると。見ようがないのですね。出てこないの。どんなものが、内容がこうですって教えてもらいます。ただ比べようがない。自分たちは審査してOKだからと。このやり方をされてもその会社のやっていることが、その金額が、合っているかどうかすらもわからないのですよ、正直なところ。いろんなところから入札申し込み申請が出てきているはずなのですよ、何百件も。でも審査の応募者が1社しかない中で決められたのでこういうしましたと今説明受けましたが、僕らにしてみればもっと開示してもらって、いろんなところのいろんなところから数字をいただいて内容についてもっと検討できるっていう表現をしていただかないと。庁内で決めることで全部進めていますと、結果がこうですと出てきてしまいまして。今回予算額の247万5000円が契約金額が231万円といったところの流れになっているというのは説明を受けました。

これっていつ完成品になるのか教えてください。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 委託期間については今年度3月31日となっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 一応納期が年度末。来年度予算にまた再という文字がプラスされて継続的に次のステップを踏もうとしています。3月31日に大事な今までのデータを調べたものが出てくる。じゃあ次の年度につて。どこでどう検討されるのって逆に聞きたいのですよ。貰った成果がこういうものですとはっきりわかった上で次に進むならわかるのですが、来年度にもう次のことを評価しようと、次に行きましようと言っているのですが。僕らにその結果すら報告がない。だから特に3月31日で締めましたよと言われるのは、年度末ですよというのはわかるけれど中身がいつもわからないまま終わっちゃうよってことになるのではないのでしょうか。だから先がどういっていかかわからない。ワンストップサービスして悪いことでは多分ないだろうと。全国どこでもいろんなところでこうしていきたいという意向、国の意向で予算も付けますよという話でいろいろと進めていらっしゃるのだと思うのです。問題がいろんなことを分析して多分その231万円の中から評価がこういうふうにしなさいと出てくるかと思うのですよ。だから正直なところ、まず何をしたいか、何をどうするかと言ったところの。検証した上で次に進むべきではないかなと。いただいたものを無しで次に行くという、私には理解できないと思っています。前回の全員協議会の中で、課長の方から途中経過のお話もいただいた経緯はあります。だから進められるのかと言われたら全部出てきた資料の中から分析をした上で次のステップに進むべきことではないかなと。もしそうでなければ期日をもっと手前に持ってきて、それを貰った上での流れになる必要があるのではないかと。特にプロポーザルですから正直言って丸っきり開示のところが無いと私は思いますけども。これはできる限り町民にわかりやすいような形の方法をしていただければと、まずはお話をさせていただきたいと思っていました。

では次に伺います。（2）窓口のワンストップサービス、資料のデジタル化など、どのような形でいつまでに事業完了を行うか伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 窓口のワンストップ化の事業完了期日ですが、今年度実施している業務の委託において、3月末に庁舎内の執務室の再設計レイアウト案や必要経費案などが成果品として提出されると。これを整理して現在の町の財政状況も考慮し、今総務省などが進めています自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト、こういった国の補助制度の活用を前提としてい

く必要があります。冒頭に横文字というお話がありましたが、フロントヤード改革というのは、要は行政と住民の接点、これは有人・無人も関わらず申請を受けてどのように処理するのか、こういったものを改革するプロジェクトに対して国の方で補助事業を用意していますので、こういったものを前提として活用していく考えですので、必要に応じて一部試行実施など検証も行わなければなりませんので、現時点での完了時期は未定としています。

続きまして資料のデジタル化の関係ですが、先ほど高山議員からもお話がありましたが、私の方から2月13日の全員協議会でご説明し令和7年度一般会計予算で計上していますファイリングシステムの導入支援業務委託に関連したご質問かと存じますが。窓口のワンストップ化、サービスについては現在の庁舎利用の再編が必要でして、庁舎空間をいかに有効活用できるかがポイントでして。その実現には庁舎内に保存しています公文書それから職員が机に保存している個人資料など大量の紙文書をいかに軽減するかが課題と認識しています。一方、全ての紙文書をデジタル化するという事は当面は現実的ではなくデジタルとアナログの共存管理を前提に、特に紙文書は今以上に適切な管理を図り保存すべき文書と廃棄すべき文書を区分し、必要な文書を探しやすく分類することで書棚及び個人の机の紙文書の全体量を軽減することを目指し、令和7年度文書管理コンサルティング費用とファイリングシステムの試験導入費用を予算計上しています。こちら令和7年度の試行などを踏まえて全庁的に実施ができるかどうかを判断するものですので、事業完了時期は未定となっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 全部の結果が出てこないのに次のやつ行きますって、来年度予算の。確かに文書の書類が多いというのは目に見えて私もよくわかると思います。邪魔だと言えば邪魔、でも必要だと言えば必要。どうしてもこれはデジタル化して紙ベースは少なくしたいと、これはどこも同じだと思うのです。スペースは限られた中にそれが存在するわけですから。無ければその空間は非常に有効活用ができると。これは決して反対しているわけでも何でもありません。ただ、この管理をどのようにするかについてのコンサルティングなのか。コンサルティングというのはこの紙ベース必要です要りません、これは整理しましょう、残しておきましょうというところを分別してくれる費用として考えているのか、僕ちょっとわからないのであれなのですが、これはこうやった方がいいですよっていうアドバイスだけをいただくものなのか。この辺が非常にわからなくて。逆に言うと業者さんがやってもらうと大事な資料の中身が開示されてしまう危険性もあるのか。また、これが必要か必要でないのか、ベースを残しておいた方がいいのかどうかっていう、こ

ういう分け方ってよそでも多分どこかでやっていらっしゃるからそれを参考にされるのだろうと思うのですが、原則的にここにかかる費用はあくまでもやってくれるのではなくて、こういうふうにした方がいいですよという予算なのか、それについて伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 今の役場庁舎の分類がめちゃくちゃであるというわけではないのですが、現状の分類を行ったのが平成25年に分類を行ってから、その後なかなかメンテナンスができていなくて、ちゃんと分類表はあるのですがそれぞれの職員が自分の使いやすいように、この分類とは違う方法で保存している文書が随分増えてきた部分があります。

ちょっとお話戻るのですが、先ほどの高山議員が全体像が見えない中で成果品もできていない中で次に予算を進めるのかという部分のお話ですが、高山議員もおっしゃっていたとおり職場庁舎内の紙文書を減らしていくというのは元々この窓口のワンストップ化とは別に、庁舎としてはぜひとも進めていかなければならない必要な業務だと認識をしましたので当初予算で計上させていただいていまして。関連といえば関連ですが役所として当たり前のそのメンテナンスをするというのが今回の予算の趣旨になります。

ご質問がありましたコンサルティングですが、人々がやってきて簿冊を見て、これは捨てるものあれば捨てないものっていうのを分類することを委託するわけではなく、おっしゃるとおり先進地とか民間事業者さんがやっているようなデジタルと紙の共存をするためのコンサルティング、簡単に言うとアドバイスになろうと思いますが、こういう分類表に基づいて整理してはどうですかというものをアドバイスいただくという内容になります。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 今、庁舎内入っても別に僕らが見ても汚くなっているわけでは全然なくて。正直に言って綺麗に並んでいる。昔の言う書類がデスクの上にこんなになって溜まってどこから引きずり出そうかなってことは消えてなくなった。分類して細かく書類を整理されているからもっと小さく、もっと空間を作るのには必要ですよって、これは非常に大事でやらないといけないことになる。アドバイスを貰わないと整理、ただ単に勝手に整理できる代物ではないですから、これを保存するというようなことを指導していただく部分だろう。それは必要なだろうと思います。ただ、どれぐらい時間がかかって、職員の中でもこれはやっていかないとけないことですか

ら時間を要しないといけない。ただ、来年度予算の話になって申し訳ないけど来年度試験的に2つをやりますって、この間の全員協議会の中での説明は受けていますが。それはそれで構わない。

次の3番目の資料のデジタル化の完了後、庁舎内の執務室の空間が生まれたらどのような形で再設計を行うのか伺います。まだわからないかもしれませんが伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 最終成果品が3月末ということですが、現状の協議においては増築庁舎、今総務課が入っている1階のフロアにワンストップ窓口を設置しまして税務住民課、健康福祉課の一部の配置あわせて上・下水道、会計、建設などの窓口業務も行えるよう、同じフロアに配置できるよう提言がなされていまして。職員は現状の袖付けの机を廃止して固定席ではなく、図書館のように自由に座れる、席が決められていないフリーアドレス方式を採用するものです。お客様が移動することなく職員が移動して窓口対応をすることができるようにすることで、ワンストップ化を実現しようとするものです。

また、旧庁舎1階のフロアには総務課とか政策推進課などが入りまして、現在の窓口のカウンターや待合場所については町民が懇談、休憩、相談などができる場所として開放するなど、自由な空間として活用する案となっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） なるほどねと。移動だよねって簡単に言えばね。ただ、役所って僕のイメージからすると全部、一回一回人が変わってやってくれるという話。これは便利だということかもしれないけど、これは各課に行くこの動作をするというのも一つの楽しみではあるのですよ、正直なところ。面倒だけど移動する、今日役場行って書類を何かしないとならないから行ってこなくっちゃ、ついでにここも行かなくちゃっていうのが町民の行動だと思う。今LINE使ったり何使ったりいろんなことやって減りましたといって、ますます混んでいるわけではないのですよウチの町。時期だけ。3月・4月。他所の町だと番号札くれますからね。何十番とかって。1時間待たないといけなところザラですから、都会行けば。でも我が町はそんなに人は来ないですよって。一定の時期だけはたくさん来ます。異動がかかったりいろいろありますから。しかしながら、ワンストップサービスまで漕ぎつけないとな

らない。リスクをわざわざ失くしてまで空間付けて移動してまでやらないと
ならないのって。費用対効果ですよ。僕らにすれば時代的にかなり昔の人で
すから今は違うと言われれば違う。でもそれをすぐやろうかって言われたら、
お金がある財政が豊かな町だったらすぐやってできるのかもしれない。ウチ
は大変だっていつも言っているわけですから。やる手を挙げて総務省に手を
挙げて、じゃあ予算くださいって。言ってやりましょうって言うけど自己財
源必要なのですから、いくらかかるか予算なんて全然聞いていないのでわか
らないですけど。正直なところ、どれぐらいかかる予定でいるか。わかれば
教えてほしいです。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） まずワンストップ化を、私は2階に行くのがいいとい
う話になりますと根本が無くなるので、そのままワンストップ化は課題だと
いう認識でご答弁をさせていただきたいわけですが。

まずは全体の額なのですが、おっしゃるとおり3月末にここを工事して、
ここの備品を入れ替えて、こういう窓口にはお金を払うシステムをそれぞれ
付けましょうといったものが全部出からの全体額になりますが、まず今の
案は役場の流れから言いますと、こういった事業については高山議員がおっ
しゃるとおり町の財政を圧迫することがないように、できるだけ国の制度、
国の補助といったものを活用して整備していくのが基本的な考えになってい
ます。安平町としては、この窓口フロントヤード改革というのは国全体の役
所に対する流れでして、国の方も制度として補助事業を用意していると。こ
ういったものに我々も将来に向けて改革をしていかなければならない部分に
手を挙げないわけにはいかないということもありまして、令和5年度と令和
6年度の2年にわたりこの総務省のモデル事業に手を挙げています。

総務省が用意している事業費というのはソフトとハード両面で上限が1億
2000万というものですので、1億2000万をベースとしたソフト・ハードの両
面で事業費を組んで提出していますので、現段階でお話できることとすれば、
国の制度に合わせた上限額にウチがどこまでできるかを対応して事業費を組
んでいくという流れになろうかと思えます。できるだけ町の単費を使わずに
整備をしていきたい。これは高山議員のご認識と一致しているかと思えます。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 総額で言うと比率がどれぐらいなのかわからないですよ。
50%なのか30%なのか70%なのか。これによって相当違ってくるわけですか

ら、かけかたが。だから財政を圧迫しないようにって、全部出してくれるなら圧迫しないよって。必ず自前出せよってことは国も付けてくるわけですから。当然うちもそこから捻出をして財政上負担していかないとならないと私は考えているのですけどね。これが何パーセントの補助率なのかは知らないですけど。だから逆に言うと、その補助率がどれぐらいになるのかっていうのも最初からわかっていらっしゃると思うから、教えていただければ。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 先ほどご答弁した令和5年度と6年度のフロントヤード改革にかかる総務省の補助率は10分の10ということで応募をしたところ。補助対象の経費はありますが、我々としては全て補助対象になるようなやり方で応募をした。ただ残念ながら、どちらもそこには選定はされなかったという結果になっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） よかったですね。全部っていう話であれば、非常に安心するところなのです。ただ、使い方というか持っていく方。いつになるかわからないという。だから整理していけよという意味なのだろうと思います。最終的にやりたいのだから、やらないといけないという国の方針だからやりますと言っているわけですから。ただ、今整理するのにどれぐらいかかるか予算が付けばすぐやれと言われたって、書類が整理できなければそこに立ち向かって場所を移動しようという話にはならないわけですから、そういったところは国も意地悪というか、くれる予定の順番、整理券くれればいいのですが整理券くれないのでいつ当たるかわからないというイタチごっこみたいでよろしくって言っている段階なんだろうと思うのですが。これは比率がそれだけ当たるのであれば地道にお金を獲得できるようにしていただければと。ただ、それだけで済むわけではないだろうと思うから、できる限り財政上の圧迫がないように。国からの総額が出てきた以上の10分の10ですというお話でしたから、うちの規格でまだ総体的な数字が出てきていないから、最終的にはまだそれを国に申請するという段階ではまだないのかなと思うのだけど、その辺についてはいかがですか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 先ほどご答弁差し上げましたその10分の10の全額の補助の交付金というのは、人口によるモデル事業という例えば人口1万人未満の自治体のフロントヤード改革をやる場合におけるモデル事業の募集。そこに応募をしたということで、その上に更に何万人規模というところがあるのですが、そこに応募して結果落ちてしまったということなのですが。この総務省の交付金事業は毎年必ずあるというものではなくて、毎年ちょこちょこ内容が変わりながら5年、6年実施されてきたところで。令和7年以降また同様なものがあるかというところについては現在未定ではありますが。先ほど議員もおっしゃっていただいたようにそういう交付金事業があった時には我々としてもすぐ応募したいところでその準備を、すぐ応募できるような準備を進めてやっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） これは難しいからそう簡単にはいかないという綱渡り状態であると認識ができました。だいぶ詳しく聞いちゃったので次の新年度予算でなかなか聞くことはないかもしれませんが。

次4番目に行きますので。住民票等のコンビニサービスをやり、また東京の企業との協定締結した、このあいだ説明を受けましたA Iのセンサーによる庁舎の、皆さんの来る効率的な整理を行いますと整合性を伺ってまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 先ほどのご質問の中で来庁する方というのは時期的なもので、安平町においてはそんなに人数が多くないのではないかともおっしゃられたので。ちょっと内容がそぐうかどうかわかりませんが、通告に沿ってご答弁差し上げたいと思います。

本町では令和6年1月よりコンビニでの各種証明書の発行サービス、また昨年12月からはスマホアプリのLINEを利用した安平町スマホ役場を開始しまして。そのスマホ役場の中でも証明書の交付申請をできるようにしてまいりまして役場に来なくてもそれらの手続きが完了できる事業を実施しています。また、現在実証実験を行っていますA Iセンサーによる来庁者の把握については、この内容というのは来庁された方の年代とか性別・日時などを記録しまして、それらの情報をデータベース化したものをもとに町民の方が役場に来られる時期とか時間帯また年代というような傾向を把握するシステムになっています。

これらの整合性についてのご質問ですが、最初のご質問の時にも答弁差し上げましたとおりコンビニ交付サービスなどのデジタル技術を活用した事業も進めることによりまして来庁される方の数とか年代というのが変化していくことが推測できることから、その傾向をA Iセンサーを搭載したシステムを使用することによりまして具体的な数値として、これを把握することで来庁される方の利便性をより高めるための課とかグループの配置、最適な人員の配置を検討していくという関係性によって実施をしているものとなっています。なお、現在庁舎に設置していますA Iセンサーシステムは来庁者の各種情報のデータベース化やそのデータを利用するとなった場合に最適な、有効なシステムであるのかどうかということを検証するために今月まで試験的に設置をしているものでして3月中には機器は取り外す予定です。今月末までにその検証結果が報告される予定となっています。また、このA Iセンサーシステムを正式に導入するのかについては、今年度の試験導入の検証結果の分析とか導入にかかる経費というのも、先ほどの補助事業がない中で単費で全て負担するというのはなかなか難しいことですから、この構築に対する補助事業があれば今後検討していくことにしていますので。現在のところこの導入または実施は未定となっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 今の調査が今月いっぱいだという、ちょっと惜しいなと。一番忙しい時期のデータってどうなのかなって、中途半端だなと。こんな言い方したら失礼かも知れない。ただ、これからさき導入しないとならないかと言われたらいつもそんなの調べている必要があるのかなと思うし、本来だったら一番忙しい時と一番忙しくない時期と2通りがあるならわかるのだけど、試験的にやってみましょうよと言って協定を結んだからやってくださいっていう。じゃあ残り次、終わったらどうですかって導入してもらえますかって話になるとお金が無いからできないって。何か中途半端だなんて、正直なところね。データが欲しいのであれば一番データがほしい時期に活用できるならいいけど、何かこれでいくとデータの取り方が不足なのかなと。使えるか使えないかわからないですけど。ただ、やる以上はデータの取り方をもっとしっかりやった方が、本来はどういう時にどうだというデータはしっかり出てくるのだろうなと。ただ、あとはお金の都合というところになるのかなという気がするのですが。だから最初からこれを試験的に導入しましょうよと協定結んだ時の取っ掛かりとかきっかけをどうしようかとなった時に試験的にだけ試してくださいという話で最初から進んでいって、なっているのかなって。協定まで結ぶ理由がどこかにあったのかなって。これ疑問だったので聞きたいと思います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） まず私の先ほどの答弁で、もし伝わっていないところがあればお詫び申し上げます。この試験導入についてはこの機器を1月に設置して3月までの2か月間の試験導入ということで答弁を差し上げましたが、目的はその2か月間の間の人員、来庁する方の数を把握するための試験ではなく、そのシステム自体が今後本格、仮に導入した時にそのデータ、検証したデータベース化したものが果たして本番導入した時に我々が求めているものに有益となるようなシステムかどうかという、システム自体の検証ということです。確かに3月、4月これから来庁者が増えますのでそこまでできればその数も把握できて、もしかしたら良かったのかもしれないですが、年度で終わるという事業ですので、そのシステムの有効性を確かめるための試験導入だったということでご理解をいただければと思います。

また、試験導入の結果、協定という話もありましたが、先日このA Iセンサーの業者、事業者と協定を締結したということで、我々が今後進めたいと考えているワンストップ化窓口、また庁舎の再編を進める上での来庁者の把握、地域課題ということで、その地域課題を解決するための一つとしてのこのセンサーの設置ということでご協力をいただいたということで。協定に基づいて地域の課題、役場の課題というのを解決していくために今回試験導入したことになっています。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 今、協定のきっかけについても知りたいというご質問だったと思いますので、そちらの方をお答えしたいと思います。

今回、A Iカメラでの分析をしてくださるプルテウルス様は、今回の協定も進出協定といったこれまで包括協定がありますよとか個別協定がありますよといていたものとはちょっと違う形式的なものになっています。なぜ形式的なものになっているかというと、私どもの方の政策推進グループで進めていますサテライトオフィス誘致事業があるのですが、そちらの中で事業誘致、企業誘致、その取り組みを進めているところです。この進出協定、過去に1回あわせというところでやっているのですが、今回もサテライトオフィス誘致事業の中で町としてはデジタル技術を得意とする業者さんの事業進出をアプローチかけているところがありまして、今回プルテウルス様がそうしたこと安平町のデジタルの取り組みに関心を持って町での事業展開を考えてくださって進出協定を結んでいただいたという経緯が企業誘致、事業誘致

の取り組みの中で進んでいました。その来てくださった事業者様が現在情報グループが進めている今回の取り組みについて、そこを協力できるよということでの連携が取れたということがありまして、事業年度も議員がおっしゃるとおり年度の区切りでの制限もある中での取り組みになっているところです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 何かそれを聞いてしまうと、続けてやらないとわざわざ来てくれたのだからっていう、企業誘致をわざわざかけておきながらやっぱり途中で止めますよって、なかなかこれも言いにくいのではないかなって。他にこの結果を持ってよその地域に行ってこういうデータが取れますのでよろしくという、一つの口実になろうかと思うけど。来てここに入り込んでくれて、じゃあこれはどうでしょうと言った時にウチが良いデータを貰わない限りこれを宣伝するという言い方は変だけど、営業かける時にはここに来て良かったという感覚でいう土台ができないで終わるのかなというような、そちらの考え方でいけばですよ。担当課が違うのでこのところは非常に微妙な部分ではあるのだと思うのですが。だからデータを取るならとことんやると本来はかけておく必要性があったかもしれない。ただ試験的で終わってしまうと企業誘致をした人にとっては辛いかなとは感じます。いつもと違って協定内容が違うというのも今説明を受けたので理解はできるのですが。これはやっぱりその辺については、配慮という言い方は変かもしれないけど使っていける何かがあれば一つお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 私どもの説明も不足していて誤解を招いているかもしれないですが、今回来るプルテウルス様は事業連携のきっかけで来てくださいます。安平地区の方に事務所も構えてくださっている状況になっています。今後も安平町の中においてデジタル技術で町の中で仕事を関わっているところをこれからどんどん広げていきたい考え方をお持ちの業者となっています。そこが今年度進出した時にちょうど情報グループの方でもデジタル関係のかかる仕事を進めていたので、まず一本目という位置づけでの仕事を展開している状況になっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） その辺のところはお互いに利用して利用されてという、ギブアンドテイクの話になるのでね。できるところは行政もお手伝いできるところはやってあげたり、また向こうの持っている技術はこっちでいただくものは貰えるものというか、そういうものがあればどんどん考えてやっていけばいいのかなと。町長、答えたいとのことですが。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今の補足はしてもらったのですが、プルテウルス様と協定を結んだ時に、進出協定2例目ということで社長もいろいろと話されたのですが、安平に来たのは安平のデジタル技術を何かするために安平町に来たというよりも、この場所が空港から近い、道内にもいろいろと行きやすい。いろんなことで場所の風景だったり衣食だったり、そういった安平町のまちづくりに共感して来ていただいたところが前提にあって、ですからウチの町のデジタル環境をいろいろやるためにウチの町のために進出してきたというよりも、ここを拠点としながら全道さまざまプルテウルス様が考えていることを展開していきたいというのがベースにあったということだけ補足させていただきました。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 町長の説明でウチの立地条件が良かったというところに尽きるのかなと。それはそれで選んでいただいてありがとうございますということになるかと思います。それはここで根を張っていただいていろいろなところで営業をかけて自分の業態の業績を上げていただければ結構かなと思います。

それでは5番目に移らせていただきます。庁舎内の執務室の再設計事業については、どれぐらいの町民からの要望を受けて行う事業か伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 窓口のワンストップ化の再設計ということで平成18年の合併以来、当町では町民はもとより議員の皆様からも幾度となくご質問とご指摘をいただいております。また、令和5年度の決算における監査委員の総括意見においても早期実現について触れられていまして。特に高齢の方と

か新規転入者のほか今後は外国人の来庁舎も想定されてまいりますから窓口のワンストップ化は現時点においても安平町では未解決の課題と認識しています。

特に手続きのデジタル化の対応と合わせて、これを不得手とする高齢の方もいらっしゃると思いますので、このご要望は引き続き続いていくものと認識しています。これらを背景に事業検討を進めているところです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 今課長が言われたとおり、私も高齢者に属する方に関係していますので。非常にこのデジタル化に対して便利なのだろうと思いがながら、なかなかそこに足を踏み入れられないと。こういう方がまだ残っている町民もたくさんいらっしゃいます。当然便利になることは決して悪い話ではないと思います。ただ、こういう情報っていうのは流れていなくて特に高齢者は横文字で何やるのかよくわからないと感じているものですから。ワンストップサービスって一体何だと。窓口どこかに座っていたら誰か言ったら次の方が来てくれるんだっていう話ですよと説明しなくてはいけない話ですからこれは。私どもはそれを伝えないといけないという、いつもの職務でして。当然、行政側はこの国から来るいろんな何々と書かれたものをブワーッと来るわけですが、こっちがどう理解していいのか、どういうことをどうするかといったところの解説が無いと理解しにくい。ここにいっぱいいろんな資料、DXが何とかトランスフォーメーションとかずっと書いてあって資料をずっと眺めていると、いちいちこれ調べないとならないの大変だよなって。理解しにくいと。何の意味があるのだろうって。何なんだろうって。これは行政側としては普通な感覚でいらっしゃるかもしれないけど、高齢者の方にすれば何をどうすればいいかちんぷんかんぷん。これは日本語しか覚えていない人たちがたくさんいて、そういう中で国もおかしいと思うのだけど、こういうやり方はもうちょっとわかりやすく説明しろよと、書いてくださいとしなければ、便利になりますよという報告の中身はこの最後に町民がわかりやすく、町民が利便性が良くなる、こういうことをやっているならもっとわかりやすく説明する責任があるのではないかなと。行政側が組み立てる中身の項目としては別に悪いことしているわけではない。ただ理解しにくいところは町民の多くの方から言われているのも現実で自分もそう思っているからこんな質問をしてしまうわけですから。こういったところをぜひとも、くどいようですが、細かく砕いて説明を入れていただかないといけないのではないかなと感じていますので、私の方からはそれをお伝えして終わりにしたいと思います。以上です。

○議長（多田政拓君） 答弁はよろしいですね。

○10番（高山正人君） はい。

○議長（多田政拓君） 以上で10番、高山正人議員の一般質問を終わります。
次に1番工藤秀一議員の一般質問を許します。

【通告No.5 1番 工藤 秀一】

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 1番工藤です。4件について質問させていただきます。
はじめに安定的な除雪体制の確立に向けてということで質問させていただきます。除雪オペレーターの担い手不足というのは建設業全体の共通認識であると思います。安平町内においても同様だと思います。熟練オペレーターの高齢化、労働人口減少による担い手不足はどこも一緒のようです。近い将来に見込まれる高齢化による離職に備え、受注者・発注者双方が取り組むべき課題であると考えます。
1番目に安平町内の除雪オペレーターの現状の年齢構成などから、担い手不足が解消されない場合の除雪困難になる将来予測をしているか伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 令和6年度における除雪オペレーターの年齢構成ですが、主力機械に搭乗しているまたは交代要員となっている20代から70代までが25人おります。内訳で言いますと20代が5人、30代が1人、40代が3人、50代が6人、60代が7人、70代が3人で、割合で言いますと60代以上が40%、50代を含めると64%になります。オペレーターの高齢化が進み、熟練の技術を持った方たちが退職されると若い世代に対して技術の伝承ができず作業レベルの低下にもつながりますので、若い世代のオペレーター確保及び技術の伝承は急務であると考えています。
また、現在の作業レベルを維持できなければ除雪時間に大幅な遅れが生じることが考えられますし、将来的には除雪体制の維持ができなくなる可能性があると考えています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君）　そう思います。課題検討の必要性を感じます。

次の質問ですが、除雪オペレーターの担い手確保や人材育成など、町として支援できることがあるのではないかと思いますので考えを伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君）　除雪オペレーターの担い手確保については大変難しい問題であると認識しています。町としても建設協会や協会に加盟している除雪業者に対してオペレーター確保に関する補助金等を検討するので相談してほしい旨は話していますが、今のところ相談等はありません。近年、他の自治体では人材確保の支援策として大型特殊自動車免許取得や車輛系建設機械の運転技能講習費用などに対して一部助成をしており、当町においても要望があれば検討していきたいと考えているところです。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　工藤議員。

○1番（工藤秀一君）　担い手不足はどこも一緒なので町内で人材育成できることが一番と思いますが。その中で免許や技能講習の助成について要望があれば検討していただけるとありましたが、要望されて検討ではなくて役場と業者と一緒に改善策を検討していくべきかなと思ってまして、受注者から発注者にそういう要望ってなかなかできないのかなと思いますし、業者が困っているのは事実であって、そのことで近い将来困るのは住民というか我々、雪降った時に除雪できないような事態になることが一番困ることですので。そういったところを業者と検討をいただきたいと思いますが、そういうことってどうなのでしょう。考えを伺いたいと思います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君）　業者に伺いますと、どちらかというと即戦力を欲しているということで、どちらかというと免許を取り立ての若い人を募集するよりも実際に現在免許とかその辺の講習の費用などを自己負担して活躍している人たちを広く募集しているようなお話を聞いています。ですので今現在そういう方たちの募集のことについて町の方から、何か運転技術とかの講習手続きを補助しますという話をしてもなかなかうまく噛み合わないのかなと思っています。我々の方からは確かにある程度の技術を持った方、熟練の方を募集するのもいいのですが、ある程度若い方を募集して育てていくことも

大事ですよというようなお話もしているのですが。そこが業者さんとの噛み合わないところというか、そこそこ業者さんの考え方の違いということで。将来的に考えますと当然どこかでうまくいかなくなってくるのかなと考えていますので、そこは今後も業者さんとの話し合いを続けながら進めていきたいと考えています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） それで近年の気候変動とか自然災害の激甚化、頻発化に伴って大規模な雪害に備えるには工法とか技術継承、応援体制といった整備も図る必要があるのかなと考えますけれども。町として安定的に除雪体制を確立することについて考えがあれば伺いたいと思います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 近年の気象状況を考えますと災害級の大雪がいつ発生するか予測がつかない状況ですが、当町では過去、令和3年度に降雪量が4m1cm、最大積雪深が1m27cmと合併後初となる大雪を記録しました。その年も除雪体制については特に変えることはありませんでしたが、町の判断で担当地域を超えて応援させるなど工夫しながら行って参りました。

担当課としては毎年同じ数のオペレーターと除雪機械を確保することが安定的な除雪体制につながると考えていますので、これまでと同様、体制維持に努めてまいります。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） オペレーターと除雪機の確保というのは大事なのもちろんそうだと思います。持続可能な除雪体制をどうするかは安平町の業者が一番わかっているのかなと思いますが、そういう中で業者が検証することも発生しているようなので。業者同士のつながりも必要なのかなと思って調べると札幌市では従来、札幌市と比較すると規模が違うとは思いますが、その除排雪作業の区域を行政区単位としていたけれども現在は連合町内会などの地区単位に細分化したりして除雪センターを設置して作業を進めているようです。札幌では複数の企業で構成する除雪工業企業体が24時間体制にしているとありました。札幌とは規模が違うのであれですが、安平町も除雪共同企業体のような組織といったものが作られるのであればそういった方が合理的

のように感じますけど。その辺、考えがあれば伺いたいと思います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 数年前なのですが、建設協会において学習会があった時にこちらから伺ったのですが。その時には我々の方から提案したことがあります。官公需的確組合制度というのがあります、これを作ると一つの企業体として見ることができるという制度なのですが、これを利用して恵庭市とか千歳市は除雪を一括発注しているやり方をしています。一括発注です。例えば年間1億円とか8000万といったオーダーで契約をすると。その契約に基づいてこの組合内で話し合いながら自分たちの除雪の区域を決めるとか、どう除雪するのかと。除雪レベルを共通にするとかという話になると思うのですが、そういうことが可能になるということがあります。それを提案したことがあります。ただ、協会というか除雪業者としては誰が頭になってやるのかとか、どういうふうにこの事業を進めていくのかとか、その辺の不安もあって、なかなかこの話が進まない状況もあります。ですので今現在、各社それぞれ契約をさせていただいているという状況です。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） そういった話も検討されていた過去もあるということなので今後も研究していただければと思います。ご検討いただければ幸いですので、どうぞよろしくお願いします。

次に4つ目ですけど、今年のように今日雪降っていますが、今年のように雪が少ないと業者というのは待機状態が多くなって収入が少なくなるのかなと思います。天候に左右される仕事とは思いますが、降雪が少ない年でも除雪業者の経営が成り立つような持続可能な契約になっているのかどうか伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 当町の除排雪委託業務の契約には最低保証制度を取り入れております。この最低保証制度は2段階方式になっていまして、1つ目は契約期間中の人員の拘束や担当路線のパトロール、除雪機械の冬期準備にかかる費用を保証するもので、毎月支払う除雪費に合わせて支出しています。

2つ目として各業者による除雪機械や運転手の安定的確保の支援策として、少雪により稼働時間が極端に少なくなった場合に保証する稼働最低保証を採用しています。稼働最低保証については過去5年間の平均に一定の割合を乗じて保証するものとなっており、年度末現在の除排雪費が稼働最低保証金額に満たない場合に支払う保証費となっています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） またよその事例なのですが、道新からですが、札幌が雪が少なく約8割分の待機保証を受けても赤字を見込んでいます。業者は8割貰っても従業員に8割というわけにはいかないということで札幌の事例なので安平町と比較はわかりませんが、待機保証を巡って2019年に雪が少なかった時に業界団体や市議会から要望が相次いで、市は保証率を6割から8割に引き上げた経緯があるそうです。今年のように安平町も積雪が少なくて出動回数が少ない年であっても除雪するしないに関わらず待機している業者が赤字にならない程度の最低保証というか稼働最低保証額を引き上げるなり、今年のような雪が少ない年もなかったと思いますが、見直しが必要なのではないかと思いますがその辺のところはいかがですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 最低保証費について合併してから今まで発動したことがないというか、今までは最低保証金額以上の除雪費を支払っていましたので。今年度少雪ということで今この数字を睨めっこしているのですが、今ギリギリの状態で、もしかしたら今年度稼働最低保証費の発動があるのかなとは考えています。

この金額の定めなのですが、過去5年間と言いながらなかなか数字を上手く掴むことができて、ウチの町特に雪が多い年少ない年が激しくて掴みづらい部分もあるので、そこは前年度割れしないような形で調整しながらやっているということです。

ここについても実際どうなのかということがまだわからないので、今年度を過ぎて最終的にはどうなったのかと、どうなるかということを見極めて業者とも協議しながらこの稼働最低保証費の引き上げを行うかどうかは来年度に向けて検討していきたいと考えています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 全国的に運転手不足とか人が少なくなっている状況がありまして。病気になった時にお医者さんがいないと大変困りますし、町内で言うとタクシー業者が一時的になったりしましたが、大雪になった時に除雪業者さんがいないと大変なことになりますので、必要なところにはお金をかけないといけないなと思いますので今回の質問になりましたが、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。1つ目の質問を終わります、次に移りたいと思います。

次に災害用井戸の整備の必要性について質問させていただきます。大規模災害の備えとして災害用井戸の重要性を指摘する声が高まっています。能登半島地震の際には浄水場や水道管が破損し断水の長期化で復旧に半年近くかかった地域もありました。国の調査で災害時に活用できる井戸が無い市区町村は7割を占めるとあり、災害用井戸の整備を促進するようです。そのための工事の流れや水質の目安などに関する指針を作成し周知する方針のようです。胆振東部地震の経験から私たちも安平町が断水を経験して生活用水の不足を経験しています。井戸水があれば水洗トイレなどにも利用できたのではないかと思います、公共の災害用井戸の整備について町としての考えを伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 大規模な災害により広域的な断水が継続的に発生した場合において、緊急用の飲料水とともに炊事・洗濯や入浴、トイレなど生活用水の確保が極めて重要でありますことは胆振東部地震の教訓から十分に認識しているところです。特に昨年1月に発生した能登半島地震ではこの地域が半島であるという地域特性から緊急輸送道路の寸断等により救援物資が行き届かないという状況になった際に代替水源として井戸水が活用されてため、現在内閣府においても災害用の井戸に関するガイドラインの策定に着手するなど関心が高まっているところです。

一方、当町の実情としては安平町の水道ビジョンにも記載がありますとおり一部富岡地区で良質な地下水源がありますが、指定避難所が集中する追分・安平・早来・遠浅の4市街地においては、これまでも水源確保に苦慮してきた歴史がありまして、こうした史実から地域全体として地下水源や湧水に恵まれていないと推測され、現段階で防災行政の立場として災害用井戸の整備は検討していません。当町は能登半島とは異なりまして比較的平坦で大都市と近接している地理的な特性なども踏まえまして、長期間における広域的な断水への対応については地域内での独自の代替水源確保という予防対策ではなく各種企業や自治体と締結しています災害協定、総合応援協定などの

活用を優先した現実的な危機対策を行っていく考えにあります。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 災害用井戸の整備については地下水の状況もありますし整備は検討しないとの答弁でしたが、胆振東部地震の時は近隣の都市部が機能していたので助けられたと思いますが、自給自足が必要なことも想定しなければならないのではないかなと思います。協定を結んだ相手が同じように被災し機能しなかったらどうなのかなと。約束しているとは言え安心して提供していただけるのかというところは不安に思っていますが、町として独自の備えとして準備は必要と考えないのか伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 危機対策ですので想定外というのは入れないのは良く存じ上げていますが、繰り返しの答弁になって大変恐縮なのですが、当町は今回国の方が見直しを図っている井戸水の利用というのは離島とか半島といったところで大規模災害が起こった時に代替水源として井戸を活用する、そこを見直していきましょうというガイドラインでして。繰り返しになるのですが当町としては地理的な条件がそういったものとは該当はしないのかなと考えますと現実的な路線として応援協定とか防災協定といったもので対応していくのが現実的だろうと考えています。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足させていただきますと胆振東部地震の時に井戸水の湧水等の事例がありまして、当時300以上ある中の井戸の中から井戸修理資金支援金等あと未普及地域の支援をやったところ、実際的には先ほど総務課長が言った現実的な部分等ありましたが、新設が2件で枯渇が5件、その他が8件という状況でした。地震被災の下水道未普及地域の浄化槽の修理については修理が2件という状況の中でしたから。

あとこれが実績ですが当時地震の時、安平公民館が断水において水洗トイレが使えないということで向かいの自治会長の井戸を使って何とか凌いで、その途中に我々から水洗トイレを、大きいやつを安平公民館に置いたので、その部分については状況的には現実的にはそんなに井戸から汲むということとはなかったという事実があることを補足します。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 胆振東部地震でも経験されているので想定外を考えたくはないのかもしれませんが、例えば千島海溝沿いの巨大地震が来て安平町の水道だけでなく近隣の都市部はじめ広範囲に断水したり津波で被害を受けているようなことがあった場合には、自給自足が必要になってくると思うのですよね。そういったことも考えながらやらなければならないのかなと思いますが。

そういう意味で2つ目の質問に入りますが、定期的に井戸水を掘ったとして、定期的に水質検査をして管理することで飲食にも使えたりするのかなと思いますが、そういったところ含めて考えを伺いたいと思います。

○議長（多田政拓君） お待ちください。只今工藤議員の一般質問の途中ですが、ここで13時まで休憩します。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を再開します。工藤議員の質問に対する答弁をお願いします。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 災害用井戸の水質検査について、災害時の井戸利用、水質管理また安全安心な水の提供という観点から答弁します。

まず、災害時は周囲の下水道管の破損による影響や地下水脈の変化により水質が変化する可能性が考えられます。この場合、定期的に水質検査を行ったとしても災害時に災害用井戸を運用提供することが可能なのかという課題が考えられます。

次に水道法の規定に照らした場合、一般細菌、大腸菌、pH値、塩化物イオンなど環境省令に定める51項目の検査が必要となり、こちらは北海道への報告が義務となります。しかし、本件については井戸に関する水質検査という

ことであり、本来個人管理である井戸について誰がどのような基準により災害時における飲用としての許可を出すのかという課題も残ります。

以上のことから、飲用のための給水については現在災害協定を締結している日本水道協会及び自衛隊の給水支援により町内４か所の公民館、また地区会館などで給水活動を行うことが災害時における安全安心な飲用水の提供につながると考えます。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○１番（工藤秀一君） 先ほど全国で７割の市区町村が井戸が無いとお話しましたが、逆に全国で３割の自治体が公共の井戸を持っているので、活用方法などはそれらの自治体に確認できるのではないかと思います。災害時は飲料水は優先順位として備蓄品のペットボトルなどもありますし、そういうところから使用していったその間に水質検査等もできるのかなと思いますが、安平町は協定を結んでいるところとか自衛隊が何とかしてくれると、誰かが助けてくれるから町の努力は要らないというスタンスに聞こえますけど、例えば先ほども言いましたが巨大地震が来て周辺、大きな被災した場合には安平町は自衛隊がそばにあるからと言って早く水をくれとか要求しても周囲がそういう状況の中でどれだけ対応していただけるかはわからないかなと思います。そういったことを考えると、井戸を準備するのは大変なこととは思いますが、備えることについては検討する必要があるのではないかと思いますので、もう一度だけ考えを伺いたいと思います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） もう一度考え方をということでしたので。井戸に関わらず被災した場合に飲料水のほか大量の水が必要だということは承知しているところです。一方、あれだけの災害でありました胆振東部地震の際にも確かに避難所によっては給水が停止されたことにより水洗トイレが使用できないなどといった場合に、各自治会単位で水を集めてトイレの水として使うとか、そんな工夫をされたとは伺っていますので。その代替措置が必要かどうかといった部分を、今防災計画も策定していますので。井戸をまず掘ったとしても実際に水が出るのか、それが生活用水として使用できるものなのかといったものにもたくさんの費用がかかると、検討においてもですね。そういった部分もあってなかなか前向きな回答ができないのが実情ですが、代替水といったものをどうしていくのかは防災計画の中でも検討していきたいと思っています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） ありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。

私も胆振東部地震の時はトイレの水が無くなって、断水している状況で何人かと川にすくいに行ったことがありますが。ちょっと危険だったなど、あとから思うと。よくああいう所よく高齢者で水汲んだなという思い出もありますので、安心して使える水がほしいなと思いますのでどうかよろしくお願いします。

次の質問に移ります。デジタル終活の勧めということで。最近残された家族に負担をかけないように人生の終わりについて考える活動が終活です。高齢者の間でも良く話題になっていて、終活に関心が集まるようになっていきます。映画にもなっていて、高齢者が集まって見たりして学んでいます。忌み嫌って縁起でもないと言われ反発する方もいらっしゃいましたが、私も含めて多くの高齢者は理解するにつれて大事なことで受け止めています。終活は残された家族や周囲の人に苦勞をかけないことも目的の一つですが、それだけでなく実は自分自身のために行う前向きな活動でもあります。終活の大切さがわかってきた中ですが、高齢者の中では、多くの方とは言いませんがスマホとかパソコンを使う方もいらっしゃいます。職場とかでパソコンを普通に使うようになってから30年ぐらい経つと思いますが、スマホは15年ぐらいだと思います。団塊の世代と言われる終わり頃の方ぐらいからインターネットを使っている方も増えているのかなと思います。縁起でもないと言われるかもしれませんが、私もデジタル終活という記事を見て自分にも当てはまると思い、今から整理が必要と思い、大事なことであると思うようになりました。そういう意味でパソコンやスマホのパスワードとか有料サービスの利用状況などを生前に整理するデジタル終活について今注目されているようなので、最初の質問として最近高齢者本人が亡くなったのち利用していたスマホやデジタルサービスのIDやパスワードがわからず、遺族が契約内容の確認が、解約できないトラブルが増えているようです。今後ますます増加するのではないかと思います。安平町内で住民にそのようなトラブルがあるのかどうかまず伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 高齢者と関わり合いの深い地域包括支援センターからお答えします。デジタル終活で特に注意が必要な契約についてはサブスクリプションサービスなどの月額課金契約のものや、スマホ、Wi-Fi、

プロバイダーなどの通信契約があります。また、オンラインバンキング、証券口座、電子マネー、クレジットカード決済なども、その後の手続きが煩雑となり注意が必要と言われています。

これまでのところ、地域包括支援センターの地区担当ケースやケアマネ業務においてそのようなトラブルは確認していないとのことでした。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 確認ありがとうございます。

次の質問に行きますが、個人の持つ重要なデジタル情報とか資産はパソコンやスマホに集約されつつあるため、遺品管理をする上でもロック解除は大事な作業です。高齢者には多くはないと思いますがインターネットで買い物をする方もいます。私もネットでの買い物ととか保険関係などを契約していますが、IDやパスワードは自分にしかわからない状況だったので反省を兼ねて今終活しているところです。パスワードを書いた紙を保管して契約しているサービスのID・パスワードを整理し、この作業を家族に保管場所を伝えておけばいいと思いますが、安平町として町報やあびらチャンネル等さまざまな方法で、せめて注意喚起とか周知していただけないかなと思いますがいかがですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちらのご質問は町として担当課の無いご質問ですので、地域包括支援センターでお答えするのは趣旨とズレてしまう部分があるかと思いますがお答えします。

地域包括支援センターでは担当ケースにおいて身寄りがない方や身寄りがいても関係が良くない方の死後事務について、やむを得ず対応することがあります。基本的には生前に成年後見制度の利用や死後事務委任契約などをお勧めしていますが、利用者から理解が得られなかったり緊急的な対応で間に合わない場合もあります。

現在行っている対応としては、身寄りがない方や身寄りがいても関係が良くない方にあらかじめ、もしもの時のもしもシートというのをお渡しして公共料金の支払いの関係や緊急時の連絡先、預貯金との関係、宗教やお墓のこと、死亡時の連絡先、万が一の時の医療的ケア、アドバンスケアプランニングの関係などをまとめていただき地域包括支援センターと共有をお願いしています。この、もしもシートの記載欄に追加することもできるかと思いますが、セキュリティ上の課題はどうかといった検討は必要だと考えています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 担当課の無い質問に答えていただきありがとうございます。身寄りがない方が使用している、もしもシートは大事な終活と思います。私もインターネットでデジタル終活って検索したのですが、伊勢市とかひたちなか市などがヒットして内容を確認してみましたが、伊勢市では全国の消費生活センターに寄せられている相談内容等が記載されていて、デジタル遺品の処理で困らないためになど対策等が記載されていました。また、ひたちなか市ではデジタル終活の勧めという題名の講演会が開催されることになっていて、その案内が載っていたりしました。1時間半の講演内容なのでどんなのかなと思うのですが、各自治体でもこういった活動が始まっていますので、安平町もぜひ町報とかあびらチャンネルとかホームページ等で注意喚起していただければと思いますので、どうかご検討のほどよろしくお願いします。デジタル終活はこれで終わります。

最後に児童数の偏りについてということで、近年日本国内は特殊出生数が低下して、安平町も例外ではなく子どもの減少が顕著です。しかし、そのような中、今年の早来学園の新入生が42名と聞いています。久しぶりに1学年2クラスになるようです。これは来年度も同じくらいの人数が見込まれていて大変喜ばしいことだなと思います。一方で今年の追分小学校は新生入生が7名と早来学園との差が大きくなっています。同じ町内において、このような偏り状況に懸念を感じているところなので考えを伺いたいと思いますが、開校したばかりの早来学園及びはやきた子ども園の取り組みが注目度も高く、子育て世代の移住者が早来地区に集中しているのではないかと思います。考えを伺いたいと思います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 早来学園やはやきた子ども園の取り組みが注目を集め、それに伴い子育て世代の移住者が早来地区に集中することについて学校等が移住の促進に貢献している点は歓迎すべきことだと考えています。

しかし、一部の地域に偏りが生じることも認識しており、教育委員会や町として課題として受け止めています。そのため追分地区の学校の魅力向上に取り組み、町全体で充実した教育環境が整っていることを広く伝えているところです。それでも特に新しい施設の魅力に注目して移住される方が多く、その流れは続いている状況です。

そこで来年度に設置する追分地区の学校を考える会において、この課題に

ついて検討を進めます。また、早い段階から追分地区の学校の特色や魅力を発信し、移住を検討する方々にとって選択肢の一つとなるよう取り組んでいきたいと考えています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 続いて次の質問ですが、早来学園と追分小学校、追分中学校に教育方針などに違いはなくて、追分小・中学校も5、6年後に新しい学校にする方向と思いますが、このペースで生徒数が推移した場合に児童数が少なくて現状検討している大きさの学校を作れるのかどうか。児童数減少によって学校建設の国や道の交付金などに影響はしないのか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） まだ追分地区の学校施設や校種形態の決定はしていませんが、補助金の採択要件は計画時の児童数が基本ですので、新築なのか改築なのか増築なのかの判断も資金面の確保の調整がつかない状況なので、ご質問の意味合いは違うかもしれませんが影響はあると思います。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 補助金の要件は児童数が基本なのかなと思います。

次の質問ですが、子育て世代が早来地区に集中しないように安平町内どこからでも早来学園に通学できるようにしはどうかと思いますが。学校選択制とか早来学園1校にすることについての考えを伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 現時点では学校選択制だけの導入でも早来学園に追分地区の児童生徒を受け入れるだけの施設規模の余裕がない状況です。一方、追分地区の学校には余裕がありますので地区を限定して学校を選択できる仕組みについては調査研究をしていきたいと考えます。しかし、町内の学校を早来学園1校にする考えは、現時点の児童生徒数では施設的にも通学環境の面でも考えはありません。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 一つ確認ですが、早来学園現状の1学年のクラス、1学年の教室に2クラスも作れるという話だったと思ったのですが、合計で何人まで入れるのですか。今、追分と一緒にするような人数は受け入れられないお話があったので確認でした。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） あくまでもですが施設の面積からすると、例えば1年生の広さは倍ぐらいあるのですが、平均的にお話すると大体1.5倍くらいです。元々の40人計算でいくと60人ぐらいが適正な広さを確保できる大きさかなとは思っています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 現時点では選択制にしても早来学園には余裕がないということで、1クラス30人というのは今後の国の目標にもなっていたと思いますが、町内の学校を1つにすることも可能なかなということは感じますが、入学児童が減った今こそ今後どうしていくべきかを検討するべきなのかなとは思っています。児童数が減ったこの状況で、新しい学校を検討している5、6年後は追分小・中の人数はどうなっているのか。とても疑問に思っているところですが。5年前にも新しい学校を建てる時に安平町を一つの学校にしてはどうかって質問させていただきましたが、その時はいずれそういう時期が来ると言うことだったと思うのですが、人口が減少している時だったので減少しか考えられなかったのも、どこかではそういう時期が来るのかなと思っています。であれば私は5年前は人口が減る一方で考える余地はありませんでしたが、今は千歳にラピダスが進出してきて私は状況一変したかなと思っています。今後は安平町の人口は増加して子育て世帯が増えるような中で、現状移住者は早来学園の通学圏に移住してきているということを考えると、本格的にラピダスが稼働した際に追分地区に子育て世帯は選択しないのではないかと。追分地区に移住者を誘導するには、逆に追分地区からも早来学園に通える環境にしておくことの方が追分地区の移住者を誘導する上で有利ではないかと思いますが、その辺どうお考えなのか伺います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 震災後の学校の再建の際には先ほど工藤議員がおっしゃった1か所という話を、その際にも工藤議員から提案があったわけです。当然先ほど永桶次長が答弁したとおり、学区の関係だったり通学する児童生徒の距離が相当に時間がかかるということもあって、中学校区を中心として整理させていくという考え方は示したと思いますが、安平町で1か所という形では私自身は答えていなかったと思います。

ラピダスの効果については今後来月パイロットラインが稼働するということがあって、その後の関連企業等々の入り方だったり。これは千歳、恵庭、苫小牧含めてそういった動きも、もう既に一部では出てきていると思いますが、これが全て早来だけということでは我々は考えていませんので。当然、追分地区からの通勤という距離も非常に近いということもありますので。

また、宅地的な部分での可能性のある場所も公営住宅の一部残っているところを整理してそこを宅地にしていくことも考えられますし、また昨日、追分地区の活性化という米川議員からのご質問もいただいていましたが、今追分地区で新規就農のアサヒメロン組合の方たちが約26組おられますが、今年度時点でまだ10組、それでも10組ですね。平成29年から新規に入ってきている。現在研修中だったり、実践農場の方を含めて2年後には約半分が新規の方だと予定していますので。その方たちはお子さんが当然いらっしゃる方が大多数でありまして、そういった追分の魅力また教育も含めた形での期待をしながら入ってきているというところもありますし。また、有機農業の関係でも追分を中心としながら安平地区にも新規で入ってきて移住していただいている方もおられますから。ですからラピダス関係だけではなく新規就農関係でいけば追分地区が中心となって移住定住が伸びているところもありますので。当然ご提言であるし、これは一貫して工藤議員がおっしゃっていただいていることですが、今の段階ではそういうふうに我々は思っていないんですが、これから地域の方、保護者だけでなく地域の方も含めて話し合いというか検討を進めていきますという形にしておりますので。そういった声を拾い上げながら、昨日もお話した第3次の安平町総合計画の中で今の点も中心となってくるのではないかと考えています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 私はそのラピダスが稼働して関連会社が進出を始めたなら安平町ってベッドタウン化するのではないかと、ちょっと思ったりしています。人口増加を見込めると思っていて、今早来学園1学年60名とおっしゃいましたが、それで収まらないぐらいに児童数が増えるのではないだろうか

と思っています。このままそういう状況に仮になっていくとしたら早来地区にもう1つ建てるようなことになるのかと思うので。僕はそれはあまり好ましくないと思っています。追分地区に建てるとしたら今は早来学園に通えるようにして、移住者が追分地区にも入りやすいようにした方が近い将来の追分地区の人口増が叶うのではないかと思います。いろいろ考え方があるかと思いますが、私はその方が追分に新しい学校を作る基盤ができていくのかなと思います。

ラピダス半導体産業はそのくらい大きな事業なのではないかと僕は思っていて、安平町全体に移住者を増やすことを考えることが今は大事ではないかと思っています。今、安平町内どこからでも早来学園に通えるようにすることが移住者を増やすことになるかと思っています。子どもたちにとっても今一つになれば各学年2クラスでクラス替えができる環境が叶うし、放課後は追分早来間を移動しなくてもすぐに部活ができるのかなと。そのような環境に今ならできるような気がしていますが、子どもたちを真ん中に考えるなら、そうならないのでしょうかと思いますが考えを伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 工藤議員のお話、一理あるというかそういった考え方でもできるかなと思います。ただ、今この5年間ぐらいの、既に子どもの推移、数、出生数とかって今工藤さんがお話いただいた移住者の数を差し引きしても実は来年度の1年生の数字に行くまでにはかなりの移住者を受け止めてもまだその数字に達しないぐらいの出生数の減少が今続いています。ですからこの追分地区の学校の再建というか再編というところで今5年間ぐらいで考えると、少なくとも早来地区の学校と一つの学校にするという数字にはちょっとあまりいい感じにはならないかと思うのですが。この工藤議員がお話されたような変化が生まれて、当然多くならなければその一つという部分も早来学園建てる時に言ったというのは、かなり向こう将来の話であって、基本的には追分地区と早来地区にはいろいろなこと、先ほどお話したような通学環境とかいろいろ考えると2つの学校を置いた方が今現時点では一番いいという考え方なので、昨日の質問にもあったとおり地域の活性化も含めていろいろ考えると、この学校が一つの活性化の核になることは間違いないので。そういった部分ではご意見いただいたとおりのこともあります。そういった今の段階での考え方になるのかなと思っています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1 番（工藤秀一君） 非常に難しいお話かと思えますけども。10年ひと昔って言うていましたが、最近日本リサーチセンターでその時代のスピード感を調査しているのです。それで何年ぐらいが昔と感じるかというところで、全体では5年と答える人が33%で最多です。次いで3年が19%いて、通説となっている10年は15%しかいないのですね。要は5年以下が合計で75%占めていて、1年と答える人も8%いるということです。何が言いたいかというとスピード感が変わってきているのだなと思います。なので3年後、5年後、この地域もどう変わっていくか想像つきませんが、大きく変わっていくのだろうなと思うこともありますので、意識をして、その周囲をアンテナ高く皆で感度高くしていきたいなと思います。どうかよろしくお願いします。以上です。

○議長（多田政拓君） 答弁はよろしいですね。

○議長（多田政拓君） 以上で1番、工藤秀一議員の一般質問を終わります。
次に3番、小笠原直治議員の一般質問を許します。

【通告No.6 3番 小笠原 直治】

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3 番（小笠原直治君） 3番小笠原です。国連子どもの権利条約が1989年採択され、1994年日本が批准し、2016年児童福祉法改正で理念に子どもの権利条約を具体化し、2022年こども基本法等3法を制定し、2023年4月こども家庭庁創設。そして2024年こども家庭センターの設置と進んできているところです。それで子どもにやさしいまちづくりの事業の進捗状況について、認識を共有するために質問をしてみたいです。

質問1、令和4年度から令和6年度までの年度ごとの取り組みについて伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 主な取り組みとしては3つの活動を行っています。研修活動・調査活動・広報活動となり、令和4年度は広報活動としては民生委員協議会や新規役場の職員、人権擁護協議会などの団体への説明。研修活動においては学校建設に関わり、丘などの利用と教育としての遊び場づくりの学園開校に向けた取り組みで、生徒たちの意見による制服の必要性から検

討したデザインや選定、意見徴収方法などとしてのアンケート実施など、新しい学校の施設の名称やサインやデザイン、子どもの目線の提案をいただきました。調査活動は学校施設の木材調達先の森などの視察を行っています。年度末にはユニセフのチェックリストを役場全体で評価を行って次年度の取り組みの分析をしています。

5年度は広報活動は前年度同様に実施をしています。研修活動は教育活動に反映するチャイルドライツエディケーション、子どもの権利を大切にする教育についての取り組み研修としてユニセフで開催される研修会や委員会に指導参事を参加させ、学校現場との共有実施を始めました。早来学園が開校した年であり、ルールメイキングプロジェクトとしての学校のルールを見直すことや校則改訂委員会を起こすなどもしています。ユニセフ協会主催、子どもの権利アンケートパイロット調査も施行しています。調査活動は年度末にユニセフのチェックリストを役場全体で評価を行ってという流れは同様となっています。

令和6年ですが広報活動も前年同様に団体は増やしていますが、研修活動は早来学園の取り組みは継続事業として行っています。町内の学校への参加として地球温暖化対策実行計画に関わるアンケート調査など、こどもまんなか応援サポーター宣言に関わることは広報・研修調査と関連した取り組みを進めています。ユニセフの研修会でも学校教育現場が子どもたちの一番の活動場所となっているので、学習指導要領で示される内容の個別最適な学びを実践していくことによる充実した教育を受ける権利確保の研究も続けています。調査活動は例年どおりユニセフのチェックリストを役場全体で評価を行う予定ですが、実践自治体間でもこの評価方法自体の現在評価が始まっています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それでは確認したいのですが、ユニセフが提唱する子どもの権利というのは、何に基づいて行われているのか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 基本的には先ほど議員がお話いただいた権利条約の実効を求めるといふ、基本的な部分の確保するのが目的でして。そういったところで全体としてそれはどのようなものかという形で活動を行っています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私の方で認識しているのは、ユニセフが提唱する活動は1989年に採択された子ども権利条約に基づいて2条の差別がないこと、3条の子どもにとって最も良いこと、6条の命を守られ成長できること、12条の意見を表明し参加できることの4つが一般原則との認識をしていますけれども、この認識でよろしいですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） そのとおりだと思います。そしてあとは先ほど権利条約の全体で示されている内容も含めて、現在世界中で起こっている戦争で教育を受ける権利とかそういったところもいろいろありますので、今そういう取り組む部分は多くなってきてはいますが、基本線は私たちも意見表明権が特に強く活動しているところです。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それでは認識を共有するために、取り組んできた理解について若干質問をしていきたいと思います。

当町において困難な状況に置かれた子どもたちを含む全ての子どもたちが権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申し立て手続きができるようにするための見直しは行われたのか。また、それは誰にするのか。また手続きされた件数があればそれについて伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今お話されたことを具体的にという説明はなかなか難しいところですが。まずはこのユニセフの活動の広報活動というところで、当然学校現場も含めて行っております。その部分で、例えばいじめの問題についても家庭の問題についても学校現場がいかに関与を受け止めるかというところもありまして、そういった点をいろんな面から学校現場の教員に対して目を光らせるというか、そういった気持ちで学校教育を行っていただきたいというところから、今子ども家庭支援センターとか来年度、体制は私たちも作るのですが、そこにまず子どもたちが直接誰かに相談できるというよ

うな環境を作るためには今まで先生方も子どもたちに接していたような動きも柔らかくするとか、そういう部分を含めてつなげていく体制を今体制として作り始めているところです。ですから人権擁護委員会とか民生委員さんとか、これを広報の先としてご説明をしているというのは、そういった窓口となり得る活動に協力してくださいとか、そういった部分で広報を進めているのが今現在の取り組みとなっています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） いやいや、長い説明要らないですよ。人権擁護委員会等々含めて連携を図っていますって言えばそれで済むことであって、実際そうやっているでしょ。手続きされた件数については無いということですね。把握している件数は無いということ。相談の。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 今、認識を共有したいということですので、比較的教育委員会がこの子どもの権利という時には意見を表明する、それともう一つ安平町は子どもの遊ぶ権利というところで展開をしていますが、小笠原議員がおっしゃるところでは、困難な状況にある子どもに対して救済の手を伸べられていて、その子たちの意見が言えるのか、そういったところのケースがどうなのかと捉えさせていただきました。これらについては健康福祉課のところと連携していきながら、あまり具体的な個別のケースはここではお話できないですが、要保護児童というものがあります。それはなかなか厳しい養育環境にあるお子さんについて情報共有し、場合によっては児童相談所等含めて連携を取りながら進めているという活動、動きは行っています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それではその形はやっているということですね。

それでは次に、子どもたちに影響を与える行政上の手続きにおいて、意見を聞かれる権利は認められているということで理解をしいか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 私たちの取り組みとしては、意見を聞く取り組みとしていろいろな形を行っていることです。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それでC F C Iの評価の中で答弁されているのですが、遊びや学びの現場に限らず、あらゆる場面で意見を述べられるように取り組みを広げる。また、学校教育場面でより意見ができる場づくりを支援してあると報告されていますが、具体的にどのようなことに取り組まれているのか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 先ほど説明した意味合いはありますが、これまで学校教育の現場でも、こういうルールはこうですよといった形で決められたものを、今早来学園のという話もしたのですが、他の学校でも基本的には教員には同じ対応で子どもたちの活動に関しての意見をとっていただけるようにという活動を広げていますので、そういったところがまず入口かなと思っています。ですからその辺のところを、成果というところには、必ずしもどうしてこうなったということで子どもたちの意見がそのまま全部受け止められるかどうかは別としても、そういった形になっています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 若干補足します。既に行ってきた取り組みで広報でも周知もさせていただいているのですが、例えば一番大きなあびら教育プラン。これは子どもたちの何々をしたいという考え方でいろいろと取り組んでやらせていただいています。その成果は、あびらチャンネルでも既に実施している成果もご紹介させていただいていますし。また、義務教育学校の建設にあたって建物だけでなく制服を決めたり学校の名称を決めるといった広報を、決めたのも児童生徒のアンケートでやったこともあります。また、児童生徒のアンケートによって周辺の道路の安全性の関係だったり、ちょうど子ども園の横のああいっただころの話もそうですが、そういったところが子どもたちの意見を取り入れながらまちづくりを行ってきている大きな成果ではないかと思っています。

また、先ほど前段お話がありました子どもの権利条約の関係でいきますと、

全体54条の条文からなっていますが、第31条の休みだったり遊ぶ権利といったところで遊びと学びを捉えながら非認知スキルを獲得を念頭にいろいろと遊び環境の整備を行ってきていて、大きな4つというのは子どもの尊厳確保、子どもの成長する権利、子どもの発達する権利、子どもの意見表明権というのを当初から柱にしながら進めてきた経過があります。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 教育プラン等々含めて子どもたちの意見を十分取り入れて学校の先生方とも相談しながらやっているということで認識をしました。

それで次に子どもにやさしいまちの推進・政策調整・企画・フォローアップ。教育委員会の学校教育グループがワンストップ窓口となっていますが、子どもにやさしいまちづくりプロジェクトチームとの関係とか連携はどうなっていくのか伺います。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 子どもにやさしいまちづくりプロジェクトに関しては教育委員会が主体となって進めていきますので、当然子どもの意見を聞く時には教育委員会事務局担当者がその窓口となって進めていく形になります。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） いやいや、私が言っているのはそうではなくて。教育委員会が評価の中で答えているのは推進・企画調整・企画・フォローアップは学校教育委員会のグループがワンストップ窓口となっていますと答弁、答えているのですね。評価出していますね、日本ユニセフに。そうすると、このチームとの連携はどうなっていくのかということ。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 全員協議会の中でも説明させていただきましたが、子どもにやさしいまちづくりプロジェクトは教育委員会事務局の中の通常業務の中で体制をとって進めていくということですから、その中の子どもの権利に

関する部分、C F C I に関する部分は学校教育が担当となりながらワンストップで取り組んでまいります。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） ちょっと若干わかりづらいのだけどもね。これを報告したのはまちづくりプロジェクトチームが提起する前までのことは学校教育グループがやってきましたよということは理解できますよ。でも、それができたのですから必然的に前回全員協で説明した中身でチームが補っていくという方がわかりやすいのではないかと、その点を聞いています。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 確かに今ご指摘いただいたようにそのように、このチームができる前の答弁というか整理の仕方でしたので。今、議員から指摘いただいたようにそのように整理した方が対外的にも非常にわかりやすく、また、所掌事務を担うメンバーもしくは事務局にとっても取り組みやすいのではないかと思います。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） よろしく頑張ってくださいと思います。

それで各学校には人権及び子どもの権利条約の教育は学校のカリキュラムに組み込まれているのか。いるとしたら、また授業対象生徒数の学年別の授業時間について伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） あえて授業時間をとって説明はしていません。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 早来学園は総合的な学習の時間でやっているという報告を出して、まだ追分地区は検討だってことに報告をされていると私理解し

ているのですが、総合的な学習の時間というのは早来学園ではどのような形で行われているのか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 実績として、例えば総合でやったやつでは一時期役場の環境がなぜ町民に入りにくいかというところで、執務室改善みたいな形で子どもたちが教育委員会の執務室を改善するという取り組みを、役場の雰囲気を変えちゃうよ〜んプロジェクトですね。というものも含めて、そういったような、ちょっと発音が申し訳ないです、そのまま読んでいるので。そういったような取り組みを実施して今BGMも流れているというのは心理的な安全性を求めた意見の言いやすい環境を作りたいというような、子どもたちの意見を取り入れて、装飾は一時期少し派手にしたのですが今は取っ払われているのですが、音を流すといったような取り組みをしています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） これ役場庁舎の中で協力していただいて子どもの発表とかもこの場で聞いたり私もしました。総合学習の中でも地元の軽種馬のところに学習に行ったりとか、これも子どものCFCIに通ずるのではないかなと、特産品であるメロンを育てていただいたとか。あとはそれを情報発信する中でアビタマナッチという、かしわの卵だったり、チーズだったり、菜の花をキャラクターにした、子どもたちが発案したものをすぐにホームページの中のキャラクターとして採用していただいた。そこもこの取り組みの一つかなと思っています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私は一番大事なのは4つの原則をしっかりと子どもたちに教えていくことが大事だろうと思っていますから、当然ユニセフの評価の中にカリキュラムはしているのかということは出されているはずですから、しっかりした形の中で取り組んでいただきたいと思います。

それで次に児童生徒に対する子どもの権利に対する理解が進んでいっていると私は思っていますが、国連総会で採択された子どもの権利には6条と連動する、先ほど次長が言った第38条なのですね。第38条、子どもは平和に生きる権利があります。紛争、戦争で戦うことを強いられず、紛争、戦争に巻

き込まれた場合は保護される権利がありますということは先ほど次長が言われた第38条だろうと思います。それで戦争に犠牲になった人たち、悲惨さと戦争の愚かさを伝えている歴史的遺産のある場所での視察研修に向けて実際目で見えて感じていくことが子どもの権利教育に私は重要であると認識しますが、その意味ではそのように理解しているのか見解を伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） その考え方はそのとおりであると思います。ただ、その部分の活動の方法については、今戦後80年を超えて在り方として、それをいかに生徒児童に多くに広げていくような活動に今考え方をしているようなところもありますので、そういった手法を含めて今検討しています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） いやいや、そんなすわっと答えて。大事なのか大事ではないのかっていうことだけで、大事ですと言ったらそれだけであって。私どうするのかということは予算委員会の中でやりますから。

次に赤ちゃんや幼い子どもの視点を考慮するためにまなびおを活用して促進を図りますと報告されていますが、活用されている保護者、子どもたちの活用人数とその内容について伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 申し訳ありません。その活動の人数とか何に当たって自分たちが書いていることでしょということですけど、その辺のデータの的には持ち合わせておりません。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） いやいや、やったって報告しているからどうしたんですかって聞いているだけであって、したらやっていないのでしょうかって。わかりました。

それでこの間の3年間の取り組みについて、日本ユニセフ協会のユニセフCREハンドブックと連携して則していると理解して良いか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 昨年、研修を含めて参加をして今年ぐらいからどういう形でそれをやっていくかということで、まだ具体的にそれが成果というか直接事業になっているかという、ちょっとまだ考え方としては進めていますが、そういった実績の部分では表現が難しいところかなと思います。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） わかりました。まだハンドブックを連携してそこまでは進んでいないという理解でいいですね。

それで日本ユニセフ協会というのは、国際的なユニセフとは連携協力関係はありますが、これは日本の法律に基づいている広域財団法人ですね。故に国からとか自治体から補助を受けることもできます。当町においてこの3年間においてこの広域財団法人に対して寄付をしているのか、していないのかについてはどうですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） そういった寄付等はしていません。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 研修に言った場合には、研修というのはお金は払っているという理解でよろしいですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 毎年研修費としては予算立てしているのですが、人数制限はあるのですが、金額が若干算定基準が違うので。同額にはならないですが戻ってきています。旅費としては2人分ずつは戻ってきています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） まあ一生懸命頑張っている団体ですからね。補助金や寄付で成り立っている広域団体ですから、当町としてもなっている以上少しは支援・援助というのは大事だろうと思っています。

それでは質問2に入ります。年度ごとの取り組みの課題について伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 令和4年度については、まだ広報活動が取り組み自体の成果指標で求められることではないということで、理解度が難しいことが課題と思っています。研修活動は新たにできる学校の丘の整備についての活動を行いました、いろいろ考えましたが現実的に反映した事業の見通しがないので検討イコール実現と感じられたのであれば残念な気持ちを持ったお子さんたちが多かったのではないかとということと、学校教育環境が大きく変化することに対して、それ全体を検討できなかったことが課題と感じています。調査も研修目的に対しての延長目的という感じのところは課題かなと思っています。

令和5年度は広報活動は、前年同様課題観を持ちながらもいろいろな会議などで周知を広げていきましたが、同じような課題観ではあります。研修活動については、特に開校した早来学園の活動面の決まり事を子どもたちに決めてもらう取り組みでしたので、このような活動を行う上で教員がどのような進め方が良く、どのような到達点が良いという基準が難しく、案件については答えが出せずに継続案件となった内容のものもあります。調査活動としてCREの研修を受けてまいりましたが、こちらも同様な課題として感じています。

令和6年度に入りまして、こちらも研修活動の場で行うことを更に加えていきながら継続しては実施しているところです。研修活動は早来学園の取り組みや継続事業として行っていますが、少しずつテーマを増やしながら活動を拡大していますが、研修やアンケート自体の実施が目的ではないので、負担感のバランスも重要と考えます。調査としてはこれからの教育の場の変化がなかなか進みにくいものですが、特色のある学校運営を行っているところへの視察調査も取り組んでおります。

以上、具体事例を説明しましたが、取り組み自体に成果指標で求めるものではないので町全体の活動としている方々への理解度と取り組み実践はやはり課題と思います。それとは別に大きな課題としては安平町自治推進委員会より提言を受けています内容としては、まちづくり基本条例で整備されているものの18歳以下の部分の内容の充実を求めているもので、CFCIの取り

組みの一つの提案事項として子ども基本条例、子ども環境条例などの提言が出されているという課題もあります。

安平町がC F C Iに取り組む目的ですが、C F C Iの取り組みとして子どもの権利条約に明記される子どもの権利を実現することが目的であるものの魅力的な町を考える上で当たり前の施策ができる、当たり前に子どもを育てる環境が魅力あるまちづくりと取り組みに参加しているところではないかと思います。しかしながら、目まぐるしく変化する環境の変化は必ずしも取り組み全てが子どもたちの権利を本当に確保しているかが課題であります、単に金銭的な福祉面の充実だとか意見を何でも叶える自由な環境とかの取り組みとして言われることや、成果を数値で評価することや事業の実施をすることが目的ではないので、この取り組みを表現するのが本当に難しいと実践自治体の中でも現在それを課題としています。ですから公共の場ではなく家庭にもその判断を行っていく姿勢が重要で、究極は子どもたちからの意見表明によりしっかりと実態の検証を行って確保する環境になることが目指すところだと思います。よって取り組みは紹介しましたが、まだ行政がきっかけを作って一部の項目を確認している取り組みになっていることも課題ですし、提言のあった条例の制定や他の実践自治体が持つ子ども議会のような組織構築の必要性も課題となっています。目指すところは形や整備ではなく、いかに子どもたちが心理的安全性を感じて親でも先生などの大人にでも意見が言える町の環境になることが共通の課題ではないかと思います。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 地域・学校における子どもの権利教育の取り組みは、年代ごとや保護者の生い立ちを含めて子育て教育の価値観の違いがありまして、事業遂行にあたりましては大変難しさがあるだろうと私も理解をしています。

私は極めて気になっているのは国連子どもの権利条約の生命、存在及び発達に対する権利ですね。命を守られて成長できることなのです。とりわけ保護者、保育士、教職員、役場職員は概ね理解をしているだろうという、条約の意味は、と思っていますが、進め方として子ども等にどのように接した方がいいのかという戸惑いが個々あるだろうと私は思っています。それで躰と虐待の違いについての見解について伺います。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 躰と虐待の恐らく一般的な解釈については、ネット上で

もいろいろなところで出ているかなと思います。まず虐待は心理的、肉体的な苦痛を与えることとあります。そしてそのうちの肉体的な苦痛に関しては、特に家庭内での躰という名の下での行き過ぎた身体的・精神的苦痛を与えることはやはり許されないだろうと思っています。ただその一方で、子どもの成長発達に必要な部分を言葉等でしっかりと伝えていくこと。そしてその中で家庭内のルールであるとか社会の中での規範を伝えていくこと。その部分が躰に該当するのではないか、そのように認識しています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） これは文科省からも出ているのですが、躰は子どもが感情や行動で自分でコントロールできるように導くことが躰であると。虐待は子どもの行動を力によってコントロールしようとする定義付けをされています。そこでこれらの捉え方が極めて、それぞれの年代別や育った経緯もあって、いわゆる教育長が言われた児童虐待の4つに定義が分かれています。なかなか判断がしづらい面なのですね。それで私は本当に実際に安平町の子どもたちは実態調査をして全部押さえているのか、実体論としてね。こういうことが4つの虐待の定義の中に分類されている部分についてどうなのかって実態調査が行われているのかお聞きします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 学校自体では虐待という観点では行っておりませんので、どちらかというといじめの部分の、今は嫌な思いをしたというところに。時にはここで引っかかる部分もあるかもしれないですけど、ここには親との関係の嫌な思いというのはなかなか書かさるところではないのかなと思っています。通常、学校は身体的な見た目の異常といった部分の観察もしながら学校の登校を見ているところもありますし、何か生活の変化に応じた形に対しては学校側もそういったところに少し踏み込んでいくという体制は取られていますが、基本的には調査としては躰、いじめはやっていますが、そちらの方ではやっていないということになります。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） ユニセフの評価の報告書では虐待対応部署等において直接子どもとの面談等を実施できる体制を確保してあるとあります。対応部

署はどこなのかね。また、その面談件数はどのくらいあったのか。特に安平町としては特定の属性の中に不登校の方を含め意見聴取を進めると書かれていまして。そんな意味で不登校の生徒たちに対する聴取は進んでいるのか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） あくまでも今の体制としては今議員がおっしゃられたような対応は健康福祉課の専門員等含めて協議をしながら対応をとるケースもあります。一応、来年度から立ち上げるこども家庭センターという形では明確にそういう形にはしていきたいなと思っておりますが、今現在もそういった情報は健康福祉課から入った情報、教育委員会から入った情報、お互いにそれぞれの共有をなるべくかけるような形で進めています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 全体はわかりましたが、不登校の方に対する意見聴取をやると言っていますから、どんだけ進んでいますかと聞いています。それはどうですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） それはきちんと定期的にやって、学校側ではあります。いろんな身体的なとかいろんな部分に関したら時にはこちらの方に来ることになっています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 委員会としては不登校の情報は押さえているということで理解してよろしいですね。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 度合いにもよりますが、こちらの体制も含めて対応

しなければいけないことに関してはきちんと把握しています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 度合いではなくて全て把握しておいてください。委員会なので。学校だけでは任せないで。

それでは次に12条の子ども意見の尊重、いわゆる意見表明に参加できる、そして自由に意見を表すことができるというのがあります。でも3条には子どもの最善の利益というのがありまして、子どもに関することは委員会含めて、学校を含めて関係者が大事と考えていますと。12と3条の中身って連動しているのですね。それで3条の子どもの利益を優先的にいった場合になれば大人の視点になると12条の子どもの意見尊重がそれなりに難しさが出てくるという意味があつて。子どもの意思決定と最善の利益の兼ね合いについて、どのような考え方を持っているのか伺います。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 子どもの最善の利益については、それは判断基準だと思っています。子どもの意見表明は権利です。なので子どもたちに意見表明の権利があつて。そして大人はその子どもの意見を聞いて、そして判断する時には最善の利益のところを十分斟酌しながら検討し、意思決定に関しては然るべき意思決定機関もしくは意思決定者がいると思いますので、そこが意思決定する。そのように整理できるのではないかと考えます。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） ここね非常に難しいところなのですよ。本当に子どもの意見を尊重するのかと。やるべきなのだろうけど、全部が全部聞いてもらえないという部分もあるし。だからと言って、大人たちが子どもの利益としてこうしなさいとメニューを出していく。これやり過ぎるとこれまた子どもの意見の表明ができなくなるという、ちょっと厳しい面があるので。それで子どもの意思決定の参加要件について、国連の子どもの権利委員会で示されている9項目の要件の基準で進めているということで認識してよろしいですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 実際には先ほどから言う権利条約なりその国連のというのをベースにという形ではありますが、今議員がお話されたように非常に今のなったような2つの権利だけの解釈もなかなかどのような対応でというのが難しいところではあります。ですから今は私たちのこの取り組みは、そういった全体、子どものための進め方ということなので、基本的には確かに9項目なり17項目なり37項目なりというところはベースとしてはありますが、具体的一つずつそこに当てはめて成果を求めているという対応にはなっていません。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 子どもの意見表明と子どもの最善の利益と意思決定、このバランスをどう取るのか非常に難しい問題ではあると思うのですが、一方で大人も同じだと思っています。大人も意見表明することができて、そしてその意見表明の全てが採用されるわけではなくて。ただし、意思決定者は大人の、例えば住民もそうですが、その住民の意見を聞いて最大の利益を尊重しながら意思決定を進めていく。そしてその中で意思決定に大人の場合は選挙権等含めて参加することができるのですが、子どもは選挙権を有していないので、直接その施策・政策には関わることが難しい。だからこそ大人はその分、先ほど小笠原議員が示していただいた9つの基本的な要件に照らし合わせながらしっかりと考えて、意思決定を進めていかなければいけないのではないかと認識しています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今教育長が言われたとおり、これ極めて匙加減がなかなか厳しい問題であって。民主主義ですから数の意見の多い方が通ったらいのか、そうではなくて少数派でも大事にしなければならないという面もありまして、なかなか厳しい扱いだろうと思いますが。私はただお願いしたいのは、そこに本当に子どもの意思決定、意見について大人はちゃんと受け止めていってほしいと。何らかの意図の無いような形で、誘導だとかしないように進めていきたいとお願いしたいと思います。

私は安平町の子どもにやさしいまちづくり事業の土壌としては、安平町まちづくり基本条例、町民参画推進条例、町民自治推進委員会から成り立っていると私は理解しています。この条約については及川町長が作成にあたり各

人のそれぞれの哲学を踏まえながら条例を制定し履行してきた経緯があります。重要なのは国連子どもの権利条約の4つの一般原則を全町民が議論し、理解を深めていくことだろうと思っています。とりわけ保護者の啓蒙・啓発に教職員及び役場職員が一体となって取り組んでいく必要が、重要だろうと私は思っています。子どもが存在する限り、これ終わらないですね。継続と反復の活動であると思っています。私はこのことを十分踏まえながら町民・保護者の実態を考慮しながら一つ一つ積み重ねながら理解をいただく取り組みをしていくべきと思いますが、それについて見解はどうでしょうか。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 全てにおいて共感いたします。そしてそれについて、まだまだ委員会としてできることがあると思いますので、しっかりと今いただいたご意見を受け止めながら教育行政を進めていきたいと思っています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） よろしくお願ひします。

それでは2番目の案件で、安平町の高等教育学校の必要性についてです。質問1、町内在住の中学生が追分高校を選択しない事由について分析をされているのか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 現在の入試制度では受験者の学力や適性に合わせて自分に合った学校を選考していますので個人情報としての分析を行うことは難しいですが、追分高校への進学者の傾向を見ると少人数の学校であるとか、3年間の学校生活を全うできる学校としての評価が近隣の中学校訪問などから伺うことができますので、それらの条件を望んで選択肢としていないことではないかと思われています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） これも子どもの意見表明含めて、学校では保護者含めてやっているだろうと思っています。そんな意味ではきちんと整理をされて、

なぜ地元の高校に地元の子どもたちは行かないのかっていうことはもう少ししっかりと分析した方がいいのではないかと考えています。

2 番目に入ります。安平町の学校教育における高等学校教育の位置づけについて伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 安平町の学校教育の目指す姿として生涯学習計画と連動し、従来の知識量を重視した偏差値学力ではなく主体的に学び自分自身を豊かに生きる子どもの育成があることと考えます。安平町としては町立学校として15歳までの教育においてはこれに取り組むことができるが、高校生は道立高校のためその教育を進めることが難しい。高校の無償化が進む中で18歳までの育ちを保障するために安平町の教育を理解し、一緒に実践してくれる道立高校が必要と考えています。よって安平町の学校教育における高等学校教育の位置づけは安平町が目指す教育の18歳までの保証という位置づけに向けた魅力化を進めたいと考えています。具体例としては、これまで行ってきた存続支援の通学費の補助や資格取得の補助といった経費負担の取り組みだけで生徒の魅力を得るのではなく、安平町の総合学習の取り組みを高校が行っている北海道まちプロジェクトの取り組みなどへの協力として、L P Mによる協力魅力化策として総合的な探求学習と選択の時間の共同実施などを始めていますので、その位置づけを固めていきたいと考えています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3 番（小笠原直治君） 私が言いたいのは追分高校の存続の課題ではなくて、安平町で、学校教育で、高等学校が必要なのか。少子化が進むなかで根本的な議論を私は展開していかなければならないだろうと考えています。

それでその一つとして、町内外の当該中学生並びに過年度卒業生から選択される高等学校教育というのを再構築に向けて、今次長が言っている存続支援協議会から、私はそうではなくて地方創生事業の強力化・魅力化推進として、地域再生企画に基づいて道立追分高校の支援事業プロジェクトを立ち上げて、より詳細にしていく必要があるのではないかと思います、それについてはいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 先ほどの説明も私的には存続支援の観点というよりか、今議員がおっしゃられたように、そういった観点で進めてまいりたいということで教育の魅力化を現在図っているところでご答弁したのがちょっと説明不足でした。

あとは今ご指摘のあったように存続支援協議会という形、確かにこれも今議員からおっしゃられたような観点で再編をかけて、あくまでも本当に魅力化を進めていてそれが追分地区、安平地区の部分でおっしゃられるとおりの展開ができればいいなと、教育委員会の立場ではそういった観点で進めてまいりたいと考えています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 次長から力強いお言葉をいただきまして、見通しが明るいのかなと思っているのですが。私はどつくばらんでいくと保護者と生徒の行きたい学校、進学したい大学・専門学校にどう合格させるかという担保をしっかりと目指す、広げることだろうと思っているのです。それは何だかんだいい教育を子どもととかってありますけども、少子化の中で親たちは子どもにたくさんのお金をかけますし、子どもは変な言い方しますが、ちょっと言葉的に悪いですけども国公立大学に入れるとしたらどこでも連れて行って、どこでも教育させるというのが今の親の現状だろうと思っています。そんな意味では私はきちんとしたものを持って、本当に子どもたちが目指す学校に、大学・専門学校に行かせるために高等教育をこの安平の場で教えていくというきちんとしたものを持って行って、必ずあなたは合格させますよということをしっかりとメニューにより出していく必要があるだろうと思っています。そのためには私は公営塾を創設して徹底的に、こんな言い方も失礼ですが、特別教育である程度は容認してやっていかなければならないのではないかと思います。確かにそれは偏見だろうし、おかしいと思うかもしれませんが、現状を考えたら保護者、親が行きたい大学・専門学校に行かせるんだということはしっかりと出していった方がいいのかなと思っています。

また、特色ある部活として、私としては射撃部を設立し、エゾシカ対策としてハンター養成につながる可能性があるのですね。お金かかると思うのですが、そういうのを部活としていけば全国から目指して来る子もいるだろうと思っていますけれども、それらを踏まえていかなもののでしょうか、伺います。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 小笠原議員の追分高校、安平町において高等学校が必要な意味というものを問うて、その重大さ、重要さというものを今教えていただいたなと思っています。特に後半の射撃部というのはアイデアに無かったものですから、それぐらい柔軟な発想の中で思い切ったことをしていく必要があるのではないかとということで受け止めさせていただきます。

その一方で1点なのですが、専門学校と大学を出た後にどうなるのかというのを安平町は考えたい。専門学校、例えば国立・国公立を出た後どうなのか、データで出ているのですが、文科省のデータで出ているのですが、新卒の子たちが3年以内に会社を離れる割合が今3割です。5年以内で離れるのがもう半分近く考えていますというデータが出てきています。そうなった時に専門学校を出たから、国公立大学を出たから、その子の一生が安泰なのではなくて、その子が社会人になった時に自分の生き方を見つけ、やりたいことがあって、それに向かって生きることができる。そこが一番必要な力で、その生きていく上で必要な力を追分高校では付けることができる、それが今後の価値観の一つになるのではないかなと。そのやりたいことのうちの一つが叶えるために国公立大学に行かなくてはならないというものがあるのだとしたら、それを支援する体制は考えられると思います。なので多様な価値観がある中で生徒一人一人が追分高校で自分のやりたい夢を叶える力を付けることができる。そこが追分高校の魅力。その考えは安平町の0歳からずっと取り組んできている、やりたいことに夢中になって取り組んで、そして自分の考えを社会に発信して社会をつくることができるという安平町の教育につながるものではないかなと思います。なので多様な価値観に応えることができるということと、もう一つは柔軟なアイデア・発想の中でしっかりと追分高校の在り方を検討していきたいとそのように思います。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 最後になりますが、私は大変身勝手な言い方をしますが、地域再生として安平町の子どもは安平町で学び、普通科を希望する全ての生徒は町外の学校に入学・転校はさせないと。18歳までは地元が責任を持って教育していくことを最重要課題と位置づけてやっていただきますことをお願いして、私の一般質問に変えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（多田政拓君） 答弁はよろしいですね。

○議長（多田政拓君） 以上で3番、小笠原直治議員の一般質問を終わります。

○議長（多田政拓君） ここで14時45分まで休憩します。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時45分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を再開します。
7番、三浦恵美子議員の一般質問を許します。

【通告No.7 7番 三浦 恵美子】

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 三浦です、よろしくお願いします。私は財政及び令和7年度の予算についてということで、令和7年度予算編成における確認事項とこれまでとこれからの財政について以下質問します。

1つ目、一般会計における目的別基金のそれぞれの用途と基金の取り崩し、積み増しのバランスそして基金を繰替え運用することによる事業への影響について伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 1つ目のご質問ですが、基金の目的については安平町基金条例に基づきまして現在13本の積立運用基金として設置し、その基金の管理、処分などに関して取扱いを行っているところです。

主だった基金事業としての説明となりますが、1つ目が財政調整基金については、災害対策の財源、その他緊急を要したはやむを得ない財政需要の対応に資する事業。2つ目、まちづくり基金については自然環境の保全、快適な生活環境の整備、地域社会福祉の充実など暮らしやすいまちづくりの推進に資する事業。3つ目、産業づくり基金については農林業の振興及び活力ある地域産業の育成に資する事業。人づくり基金については文化及びスポーツの振興を奨励並びに地域の個性を発揮できる輝く人材づくりに資する事業

に対して基金充当し事業の実施と、積み増しについてはふるさと納税の目的、寄付いただいたものを目的別に基金に積み増しを行っているところです。

現在の基金の状況としては今補正第13号になりますが、43億126万6465円となっています。参考までになりますが備荒資金については2億8632万309円、こちら第13回補正予算にて積み増しとなっています。

もう1つご質問いただきました基金の繰替え運用については、特段の事業の影響や問題はないという認識です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） まず基金の取り崩しについて伺っていきます。目的別の基金についてはフリップをご覧ください。

令和6年12月定例議会、こちら12月18日の令和6年度一般会計補正予算（第11号）におきまして、ふれあい基金繰入金38万6000円の取り崩しが行われました。こちらは人件費の補正に伴うもので目的に合致しているというご答弁をいただきましたが、私の認識としては目的と外れている取り崩しではなかったかなと思ひまして、もう一回ここで確認させていただきたいと思ひます。

人件費は私個人の認識としては、財政調整基金での取り崩しではないかと思ひたものですからこの確認に至ったのですが。もしこれが合致しているとしたら、他の事業の人件費も各目的別の基金から取り崩していくのか、この2点について確認をお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 今、12月のお話をされているかなと思ひているのですが、手元に事前に何かご説明いただいたわけではないものですから、手元に無いものですから人件費の部分だけということになろうかと思ひますが、従前から事業の目的に合致するものについては人件費も含めたものも基金充当する事業として実施しているところになっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では、こちらは安平町基金条例で特段問題のない取り崩しということで合致しているということよろしいでしょうか。

○議長（多田政拓君） 答弁可能ですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 詳しい資料は見えていないので考え方として、ふれあい基金の話ですよね。その地域住民の一体感の醸成であったり、地域の振興。ですからさっき38万いくらって、12月でいけば人件費でいけば相当大的な金額が本来、充当できるのであればするはずですが、そうではないということであれば、ここは例えば地域おこし協力隊員で地域住民の一体感の醸成だったり地域振興に関する職員の人件費を充当したと思いますけれども。手元に資料が無いので、考え方としてはそういうことで充当していると思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 説明不足だったかな。教育振興経費の人件費、会計年度任用職員分というご説明だったのですよね。教育振興経費の人件費、ICT関連の職員に充当。だから合致するというご説明だったのですが。いつもこういう形で人件費も落としているということで、私わからなかったものですから、それでいいのなら条例上OKなら、いいならいいのですがその確認をお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 事業に合致しているものについては問題ないと思っています。と思っていますではなく、です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） いつもこのような処理をされているということですのでよろしいですね。わかりました。

次に確認したいことなのですが、繰替え運用に関する質問になります。一般会計全体の基金は年度内どのように運用されて常に手元にある基金残高全体としてはおよそいくらか、もしわかれればご答弁をお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 2番目の質問と重複するところがあってあれなのですが、今繰替え運用の金額ということでの質問かと思いますが。全体で20億を繰替え運用させていただいています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では例えば全体で繰替え運用をされて、20億されているので、令和6年だったら例えば運用後は17億程度残るという、そのような計算になりますよね、そういうことですよ。それでよろしいですか。

○議長（多田政拓君） 質問の趣旨はわかりますか。

〔三浦議員挙手〕

○7番（三浦恵美子君） すみません。じゃあ、

○議長（多田政拓君） 三浦議員、補足してください。

○7番（三浦恵美子君） 運用を行った後、現金としていつも残っているのはいくらか。預金残高にいつも残っているのはいくらかという質問です。

〔下出会計課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 会計課長。

○会計課長（下出佳史君） 20億繰替え運用して残りは17億という形になります。ただ、基金として積んではあるのだけど運用上そちらに回しているという形ですから。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） それを踏まえて。繰替え運用に関しての今後の見通し、ご答弁で当該の目的に支障が無いとご答弁いただいたのですが、今後も支障が出ない範囲で運用していけるのかどうかこの見通し。今のところどのようになっているか、この点について伺います。

〔下出会計課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 会計課長。

○会計課長（下出佳史君） 繰替え運用の見通しということですが。今20億借りています、令和6年度。これを3月31日には返さなければなりません。その

上で実際どの程度、この先の支払いとかを考慮して必要になるかというのが今度一時借入金になります。令和7年度以降になるのですが、これは総体の事業的な部分それから実際今度3月31日の時点でどれだけ手元にお金が残せるのかと。それを見た上で実際不足というかこの先、新年度事業を進めていく上でどれだけのお金が必要になるのかを見越して繰替え運用させていただくという流れになります。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） それでは単年ごとの判断になるのでしょうか。それとも何年も先も一応見越して計画立ててやっていかれるということなのでしょうか。

〔下出会計課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 会計課長。

○会計課長（下出佳史君） 当然長期的ということも考えなければならないのですが、できればこの繰替え運用の額も無ければ一番理想的なのですが、なかなかそうはいかない状況であると。当然年度ごとによって予算規模も違ってきますので、そういったところを含めながら必要額を出していくような流れになります。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では、今のご答弁を踏まえて次の質問に入らせていただきたいと思います。

一時借入金の限度額の決定について、また変更に関する経緯と令和7年度の一時借入金の予定額について伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 2つ目のご質問になりますが、一時借入金の限度額決定変更の経緯からご説明します。

平成28年度に限度額7億円から10億円へ、胆振東部地震もありまして令和元年から20億円としています。令和7年度においても国費事業、道費事業の事業の実施や支払いの集中が事業完了後や年度末を中心にまとまった額が生

じることから会計課と協議をしまして令和7年度予算においても同額の20億円としています。災害関連の大型事業は終了しますが、令和7年度についてはゼロカーボン事業、環境省の重点対策加速化事業など大型事業における事業の不確定的要素もあることから、令和7年度の状況などを確認しながら令和8年度検討していきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今、ご答弁いただきました数字の推移についてはフリップにも表にさせていただいているのでご参照いただけたらと思います。こちら令和元年に10億円から20億円に変更されたのご説明を受けました。令和7年度においても国費事業・道費事業の事業の実施や支払いが集中するから20億に設定されたと思うのですが、こちら令和8年度以降、今後災害復旧事業と大型事業が終了した折には、せめて災害前の10億までに戻すべきではないかと。大きくしたものは縮小しづらいかもしれませんが、そこら辺含めどのようなお考えかよろしくお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 先ほど一番最初にご答弁させていただいたところだったのですが、現在安平町ゼロカーボンという取り組みにチャレンジしているところで、環境省でございます重点加速化交付金事業の方を採択はいただけなかったのですが、引き続き採択いただけるように取り組んでいくというところから7年度については同額なのですが、この事業がこの後採択されると大きな事業になりますので、大きな事業を見越しながらこの後令和7年度の動きに合わせて8年度見立てを立てていきたいと考えています。

ただ20億という数字を一時借入ということでお示しをさせていただいていますが、20億借りるということではなくここは限度額ですので、そこも含めながら7年度の動きを見ながら検討させていただきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 事業の推移などを踏まえて、20億あったらできるねとなっちゃうと思うので、ぜひそこは縮小していただけたらと思うのですが。そこら辺も考えられるかどうか再度お願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） ご質問のとおり検討させていただきますので、そういった状況踏まえて8年度予算の策定段階では検討していきたいところのご答弁になります。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） もう1つ確認したいのが、今後の話なのですが。当初予算とか年度途中で縮小していきます、検討しますとおっしゃっていただいたから大丈夫だと思うのですが、例えば限度額の増額補正、そのようなことがないとは限らないと思うのですが、ないようになるべく努めていただけるのかどうかお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 基本的にはないと思っています。ただ、先ほどご答弁繰り返しになりますが大型事業の採択、これが一括で入ってくる事業費としての採択なのか、複数年にまたがる事業ではありますが、そこが確定していない不確定要素もございますというところではご認識していただきながら、そういった場面があれば事前にご相談をさせていただいたり、こういった大きな事業を進めていくにあたりましては、議会の皆様方にもご説明をさせていただく場面が出てくるのかなと認識しています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では、次に移らせていただきます。

3つ目の経常収支余剰金についてということで伺うのですが、平成29年度から令和6年度の額及び令和7年度の予算ベースの額を伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 3つ目のご質問になりますが、経常収支の余剰金については国の財政状況調査において報告しています決算数値により説明

させていただきます。平成29年度で7567万4000円、平成30年度で5292万5000円、令和元年度で2億8706万9000円、令和2年度で3億1927万4000円、令和3年度で4億1991万1000円、令和4年度で7億1279万円、令和5年度で4億7997万8000円となっています。令和6年度については決算見込ですが3億程度を見込んでいます。令和7年度は予算ベースですが1億7471万1000円となっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 令和7年度の見込みが今までと比較して少し目減りしているような感想を見受けられるのですが、これまでの推移を踏まえて今後の経常収支の見通しについて、どのように担当課として押さえているかお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 状況的なものもあるのですが、この余剰金の動きの一つの捉え方というのが一つコロナというものがありまして。地財措置もありまして交付金の金額が令和3年度から増えてきているところと、合わせて事業費としてはコロナの影響もあってできなかったこともあり収支の余剰が増えてきているだろうと思っています。

もともと地財計画と言いますか、もともと国の骨太方針に基づいてコロナ以降の地方財政措置は令和3年以降崩さないというかベースを落とさないという方針のもとで令和6年まで来ていたところなのですが、今予算に令和7年度についても国の財源措置として同等程度の交付税措置があらうかと国の方ではお示しいただいているところです。

ただ、令和7年度以降についてはこの後の推移になのかなと思っていますが、今国も日本全体が好転と言いながら現実的なところは動いてみないとわからないところもありますので、そうした国の動きに合わせてながら動く数字が大きいものですから、しっかり見極めながら対応していきたいと考えていますので、今はこれからご審議させていただいています令和7年度の予算をしっかりとまずは皆様方と議論させていただければと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では義務的経費について触れていきたいと思います。

義務的経費についてはフリップの方をご覧ください。一覧表のように後期財政計画と比較して令和7年度の予算が上回っている状況かなと。この項目に関してはそうかなと思います。このように義務的経費、例えば人件費・扶助費・公債費など、物件費などは今後増えることがあったとしても極端に減らしていけるということは經常経費の場合考えにくいのですが。經常収支のバランスが崩れて危惧されていると思うのですが、種銭がなくなった場合にやっぱり基金に頼らざるを得なくなってしまうのではないかなと個人的に心配してしまして。最悪の場合は基金がまだあるから大丈夫と思っていても枯渇してしまうと。今後經常経費をどのように圧縮していくか、新規事業や政策的経費も精査していかなければならないのではないかなと思うのですが、理事者側としてはどのようにお考えですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 今のご質問の点については安平町後期財政計画に基づくところからのご質問だったかなと思っています。実際、令和6年度・7年度を見ながら物件費については金額的には予算ベースでは上がっているのかなと思います。これは人件費の高騰、物価、燃料費の高騰といったものが起因として挙げられています。12月補正もそうですが国の財政措置も含めながら交付をいただきながら、令和7年度に臨んでいくところです。今後そういった經常経費の見直しの部分についても少し触れていただきましたが、後期財政計画の中でも一番最終ページになろうかと思いますが、今後の財政運営の考え方の中でお示しさせていただいているとおりの記載事項となっています。ここについては今、議員が冒頭ご説明いただいた内容といったところをしっかりと整理していかなければならないという認識ですし、そうしたところと合わせながら、今行革プラン2022といったものの私どもは財政を担当させていただいていますので、そういった計画に基づいたところをしっかりと管理運営できるように進めていきながら、こういった経費の圧縮といったところに努めていきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 経費の圧縮に努めていかれるということで、具体的にお話を聞きたいと思うのですが。令和7年度の予算編成方針の3ページに基本的な事項に經常経費については可能な限り所管の予算総額における一般財源は令和6年度の当初予算以下でお願いしますと、このように書かれていました。令和4年度の予算編成方針を確認したところ、經常経費については

物件費は原則契約などによる定額支払い分や水道・光熱費、燃料単価の改訂による上昇を含むなどの削減が困難な費用、こちら予算算定時に協議を除いて令和3年度、前年度の当初予算における一般財源の97%を要求上限とする。こちら令和4年度は具体的に明記があったのですが、令和7年度は具体的な数字の明記がされていなかった上でどのような方針で今後義務的経費を具体的に圧縮していかれるのか、この点について確認をお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 当初予算を組む時もなのですが、物価高であり燃料高騰時期ですので予算編成は大変厳しいものでした。一番の補てん措置として国の地方財政計画でも公共施設の燃料高騰に見合う、見合いはしないのですが補てんの財源措置があります。合わせまして人事院勧告含めた人件費分が12月と令和7年度以降の加算部分についても、今のところ交付税措置もありますので、歳入部分を若干そういったもので補てんはさせていただきますが、今後ですが、これからゼロカーボンにも取り組んでいきますので、通常でありますと光熱水費が嵩むのですが、ゼロカーボンの推進と合わせながら、投資をするものについては投資をしなければならない、そうした事業効果から削減できるといったものをまず見込んでいかなければならないというのも一つあります。

もう一つ、安平は合併した町でございます。もともと両町にありました公共施設を見直し論も少し昨年ぐらいから触れさせていただいている場面も出てきてこうかと思いますが、施設の再配置と統廃合としたところもこの後令和7年度からの議論の中で進めていきたいと考えています。

加えてですが、財源縮減に努めるというのは職員一体として取り組んでいかなければならないのかなと考えていますので、助成というか意識を高めさせていただこうということで令和7年度、職員全員行けるかどうかかわからないのですが総務の担当と打ち合わせしている案ではありますが、安平町の財政について少し皆様方にも勉強していただけるような場面を作っていきたいということで今検討しているところですので。そういったところを含めながらしっかりとした財政運営ができるように検討していきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 先ほど課長からご答弁いただいた後期財政計画の最終ページに書かれている具体的な内容について聞きたいのですが。今後の財政

運営の中では行政改革を推進し、安定した自主財源の確保に努めるとともに経常経費の削減については、今触れていただいたのですが、図るとありますが、具体的にこちらどのように、特に今ご答弁、経常経費の件についてはご答弁いただいたのですが、自主財源の確保について特段どのように考えていらっしゃるかをお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） こちらの方も現在取り組まさせていただいてますふるさと納税、これも行革の中でも目標値は立てさせていただいてますが、こうしたところを永続的に安定した財源で確保していきたいところが一つと。

13号補正でも補正させていただいたのですが、企業版ふるさと納税も現在の北海道銀行様を含めながら連携協定を結ばせていただきまして、企業版ふるさと納税は国の方でも今年度終了する予定でしたが3年間延長がかかっていますので、こうした取り組みを進めていかなければならないのかなと思います。

合わせてこの後の議論にもなってこようかなと思っていますが、水道料金の見直しもこの後取り組んでいくというところもありまして、そういったところを総合的に取り組みながら安定した財源の確保をしていかなければならないのかと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 安定した自主財源はふるさと納税というふうに、そこを取り組んでいくとおっしゃっていただいたのですが。ふるさと納税は私は前にも言ったのですが、安定的な財源とは言えないと思うのですよね。令和5年6月定例議会の一般質問でもふるさと納税について確認させていただいたところ、国の政策転換により大きく影響を受けやすいという部分があるので安定財源とは言い難いと担当課から答弁いただいているのですが。安定的な自主財源とは言えないのではないかという個人的な考えで。具体的に他にも自主財源の確保について考えていかなければいけないと思うのですが、この点についてはいかがですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 安定した財源と言いましても入ってくる、入りは大きく変わらないところもありますので、まずはそういったところを取り組んでいきたいと思います。あと使用料とか手数料とか町民にご負担をいただいたり、お客様にご負担いただくところの見直しも今後議論になっていこうかなと思っています。

議員がおっしゃられたとおり、確かに制度は安定性がないのは確かなのかなとは思っていますが、現在その廃止議論とかにはなっていませんし、現在のところでも2月現在でいきますとふるさと納税約4億7000万ぐらいの納税がありますので確定財源、不確定なものかもしれないですが、こうしたものを取り組みながら、今後見えないものをこれから議論していくところはなかなかご答弁の中では言えないのですが、まずは現状維持できるようにしっかりと財源確保に努めていきたいと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 前段、歳出の削減、経常経費の推移が財政計画、3年、4年前から作成していた、令和4年の財政計画よりも少しずつ増えてきているというご指摘です。ここらへん令和4年の予算編成方針にも掲げていたマイナス100%ではなくて、マイナスシーリングというところも来年度骨格予算に令和8、1年後にはなっていこうかと思いますが、そういった話は既に予算全体会議だったり、令和7年度の予算の最終的な査定の段階でもそういった議論は既にさせていただいています。しかしながら、人件費だったり燃料費だったり必ず出ていくもの、節約はあるかもしれませんが、そういった義務的経費がありますので、いずれにしてもそれ以外のもので例えばペーパーレス化の取り組みもそうですが、そこで何パーセント削った中での予算の要求指示を1年後の令和8年度予算については検討していかなければならないなという話は出ています。

あと自主財源ではないと言われているふるさと納税です。こちらも安平町においては震災をピークにして少しずつは下がってはきているのですが、ほぼ横ばいの上下を繰り返している。更には企業版ふるさと納税を加えると大体一定程度の収入が見込めてきているので。不安定さは制度的にはあるかもしれませんが、これは全国的な問題でもありますので、そういった変更にも昨年も既に対応して、ルールの変更にも対応した中でも現在行っておりますし、それ以外の物品を売らないようなふるさと納税のチャレンジも今しているところですので、更には今政策推進課長が答弁したようなこともあります。まずは基金の財政調整基金だけでなく、他の基金の合計の見通しが令和7年度末で約37億という形の数字が出ていますので、財政計画では24億8500万ということで約12億程度上振れしているところもありますから、基金をい

つの時点でも30億台をずっとキープするという計画には財政計画もなっていませんが、健全財政を目指していかなければならないというそのバランスが大切だと思っています。ずっとこの30年間値上げが無かったさまざまなことがここ2、3年で急激に物価も資材も全て上がっていることが、これは全国的な課題になっていますので、今後1年間の推移も見極めながら先ほど申し上げた行財政改革も含めて前に進めていきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） まずふるさと納税は流れものの収入だと思った方がいいと思うので、ここに頼るのは危険だということは触れておきたいのと、あとは人件費など絶対に固定されているものは落ちづらいので、それ以外で考えなければいけないということで。

もう1点ですが、行革プランの9ページにある遊休財産の積極的活用と受益者負担の適正化についての進捗を伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 町有財産の点ですが、これは昨年ラピダスの動きもありまして、その動きあるなしに関わらず町の方の有形資産については積極的にと言いますか多くは企業様からの申し出もあるのですが、そうした対応をしていきたいと考えています。

一方、4月からパイロットラインが稼働しますラピダスに向けてということで、町内これ委託事業で議会に承認いただいてやらせていただいたかと思いますが、4地区の土地利用に関する調査事業というのもさせていただいています。いろんな企業様からのリクエストもあろうかなと思っていますので、そうしたものに対応した事業ですし、令和7年度については一部老朽化した施設も徐々に壊しながら土地利用できる土地の面積も増やしていきたいところで実施事業として挙げさせていただいています。

受益者負担については、こちらも今後の議論にはなつてこようかと思っています。一部、町民センターの改修に合わせながら料金の見直しなど、できるようなところはその都度進めさせていただいているかと思っています。特に追分地区もそうですが、いぶきの議論とか各公共施設の再編作業もありまして、今まで受益者に負担していただいたようなところも含めながら再編と集約と合わせながらこの後の議論の一つにさせていただくような流れにもなろうかと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 老朽化したものは解体し利用していくということで、あとは受益者負担の関係も急に負担にならないように適正化を図っていただきたいのが1点と。

あと気になったのは旧遠浅小の話はどのようになったか、ご説明いただいたかどうかわからないですが、その分の活用はどうなったか。確か企業様が手を挙げていたとおっしゃっていたのですがどうですか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 遠浅小学校の方ですが、只今まだ交渉中でしてもう少し時間がかかるかなと。ある程度見通しがつきましたら皆様の方には報告させていただきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 何か難しい内容があるのでしょうかね、この交渉において。進まないのは何かあるのでしょうかね。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 只今候補者である業者様の方で、利用に伴って都市計画の方の法律で確認事項がありまして、その辺をはっきりしてからという形で今進めていますので、ご了承をお願いします。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） わかりました。では最後の方に触れていきたいと思うのですが。あ、その前に最後、種銭の部分聞いてもよろしいですかね。ここの部分大丈夫かどうか確認をとってから次に行きたかったのですが。この収支を聞いて大丈夫かなと思うのですが。このへん経常経費は頑張って圧縮してくださるとおっしゃっていたのですが、でも社会保障とか扶助費とか人件費、各種社会团体などの交付金とかも、さまざまなものを削っていく

のかいかないのか。削られては困る部分もたくさんあると思うのですが、そこら辺のところ確認をお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 今議員の方からご指摘いただいた視点は当然持っていないわけではありません。ただ、今そういったものを削るとか削らない、維持できるという議論というよりは、当初予算として一旦整理させていただいてます。新年度の中で補助金交付金の在り方だったりといったものも考えていかなければならないでしょうし、受益者負担、今まで見直しができなかったところをしっかりと見つめながら考えていく時期にもなっているのかなという認識はあります。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 例えばその見直しに関して町民の方々にどれだけご理解をいただいてから進められるか。生活していけないようであれば困るのでそこら辺含めどのようにお考えですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 生活ができなくなるようなところというのはどの辺なのだろうかというのがあまりわかりにくいところではあるのですが、町民の皆様方、受益者負担が強いられるので、そういった議論はしっかりしていく必要性はあると認識しています。

令和7年度から第3期の総合計画策定に向けた町民との議論も進めさせていく流れとなっていますので、そうした問題も町民の皆様方にご提示をさせていただきながら考えていくというところが必要じゃないのかなと認識していますので。今この場でどうこうというより町民の皆様方に問いかけさせていただく場面がこの後出てきますので、その中の一つのテーマとして考えさせていただければと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 例えば第3次の総合計画を作る時に町民の皆様と議論

をとおっしゃっていただいたのですが。細かく懇談の場を設けるとか、パブコメといってもそういうのが難しい方もいらっしゃると思うので。町民が納得する形で財政全体を考えていくことで進めていただけたらと思うのですがいかがですか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 今、三浦議員がご心配になっている町民の生活に影響を及ぼすような政策が出た場合なのですが、安平町の場合は町民参画条例の中で、そうしたケースの場合にはしっかりと説明会をやっていくということで担保しているということでご理解していただいていると思います。そうした事態が発生した際には、この条例に基づきまして町民の皆様にとしっかりと説明責任を果たしていきたいと思っています。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 加えてなのですが、新年度予算の一部内容にもなってまいかなと思っています。新規の事業説明の中でもご説明を少しさせていただいたところ、町民のアンケートだったり町民フォーラムといったところ、あと外部機関になりますが調査事業もこの後検討していきたいと思っていますので、より広く皆様方と議論しながら考えていきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では一番最後の通告に入らせていただきます。4つ目、令和7年度における1年以内の償還金、これ実質町の負担と今後の見通しについて伺います。詳細についてはフリップをご覧ください。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 4点目のご質問になりますが、財務4表に基づく項目からのご質問になりますが、ご質問いただきました趣旨から一部標題とは異なる答弁になるところがありますことをご了解いただければと思っています。

令和7年度の22款公債費の予算については、元利含めまして8億7279万1872円となっています。

次に実質負担となりますので起債、こちら借金と言われるものですが、起債事業から令和7年度に償還するものから交付税措置される、現段階での予定ではありますが、6億5922万円を差し引きしまして2億1356万6872円が実質町の負担となり、合併から20年経過しますが新町まちづくり計画第1次、2次安平町総合計画、胆振東部地震もあり、安平町復興まちづくり計画といったものに位置づけられた事業計画に基づきまして財政計画を立てながら取り組みを進めているところです。

今後の見通しのところになりますが、第2次総合計画後期基本計画に基づきまして、残り2か年事業の推進と合わせて第3次安平町総合計画の策定作業において、令和9年度からの事業を町民の皆様、議会の皆様とともに考えていきたいという考えです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 前段で触れたとおり、例えばこの経費の圧縮がうまくいかなくて種銭がもし無くなっていく状況になっていくと、どのように今教えていただいた借金を返済していくのかが気になってくると思うのですが。令和7年度の経常収支の余剰金の見込みは1億7471万1000円とご答弁いただいたのですが、一方、実際今ご答弁いただいたとおり町が返済するのは2億1356万6872円で、その差額が9885万5872円という計算になると思うのですが、ちょっとはみ出しているのですが。こちら基金を取り崩して返済に充当していくのだと思うのですが、今後もこのようなことが続いていくと基金が前段にも言ったとおり枯渇していくのではないかと。この辺も心配していくのですが、新規事業もやっていかなければいけないと。投資的事業もやっていけないといけないということでおっしゃっているのですが、こちら辺のことどう考えて今後事業を進めていかれるのか全体として伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） なかなか答弁がしづらいので、もしかすると議員の意図に合っている答弁になるかどうかというところになってこようなと思っています。

合併してから20年ぐらい経過するわけですが、いろいろな事業を通じながら4地区一体となったまちづくりの醸成ということで、いろんな事業を取り組ませていただきました。大きな公共事業も実施しています。来年度の見立

てにはなるのですが、予算ベースで地方債の残高が74億1400万という数字です。これ合併した時はこの残高が86億円ぐらいいりまして、ピークでいくと100億円を超える借金が残っていたところをしっかりと財政運営をさせていただきながら、大きな災害などもありながら障害があった上で今財政運営をさせていただいているところで、そうした結果を踏まえながら現在も借金の縮小に努めているところです。

発行する額と言いましたが、お借りする額と返済する額があるのですが、そこが逆転しない予定となっていますので、こういった借りた借金も更に減っていく。ただ一時的に災害関連の事業とかこの後になりますが、これは毎年の変動になります、例えば金利が変動しますとかお支払いの中で若干微上下があろうかなとは思っていますが、今の段階ではしっかりと計画に基づきながらのご返済と、これは後期財政計画の財政の計画を立てるにあたっては総合計画の実施計画というベースになるものがありますので、そうしたものを財政サイドのお金の方の理由付けをさせて、組み立てをさせていただきながら返済しておりますので、心配はいつまで経っても尽きはしないのですが、しっかりと計画に基づいたご返済だったり、財政運営をさせていただいているところで、この後の3期計画の方にも臨んでいきたいと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ぜひ収支は絶対に逆転しないように組んでいただけるようにお願いしたいです。今年確か統計調査もありますよね。それでその人口とかも大切になってきて、それで収入とかもしっかり確定していくのかなと思うのですが、そこら辺も踏まえて10月にあるのでそのところも頑張っていたらと思うのですが。

あと例えばなのですが、合併特例債こちら使い過ぎてしまってちょっと他所の自治体のことを聞くのですが、今になって財政危機に至っている地方自治体が多くあると聞くのですよね。北海道新聞でも今年の2月25日と3月2日付けで北見市の事例が出ていました。ここ国の優遇措置結構あるので結局、お金、借金ですよ。これがあるからと言って使い方を間違ってしまうと後で大変なことになると私は思うのですよ。今まで散々言って触れたとおりに見通しはされていると思うのですが、思い切ってこちら新規事業もしっかりと経常収支だけ見直すのではなく、新規事業もこれはちょっと後回しにした方がいいとか、止めた方がいいとか、町民が求めているだろうかとかそういうことをしっかりと精査してやっていくのがとても必要なのではないかなと思うのですが、この辺についての認識はいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 認識ということですので。やはり有利な借金ということで過疎債だったり、また合併後は合併特例債も最大限活用させていただいて、町の実質の負担が少ないように運営してきました。合併事業は安平町はもう既に今回でほぼ終了したということですので、これからは過疎債頼りといったらあれですが、そこを主に活用していくことになりますので、結果的にそういった地方債の総額は更に減少傾向が進んでいくというふうに、結果的には健全財政につながっていくものと思っていますし、大型事業については震災後を含めて前倒ししながらやってきている部分もありますので。今後一部、無いとは言いませんが、これまで私たち町政を担わせていただいた、またその前の３年間ですね。過去10年間でほぼ大きな合併時での懸案事業はほぼ終えたのではないかなと思っていますので、これが町民の方の不安が生じないような形で、きっちり行財政のそういった改革は今までどおり進めていながら、町民に対する安心安全なそういった材料も提供できるようにしていきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こころ辺お金の話になるとかなり大変難しくて町民の方のご理解もいただくのも難しいかなと思うのですが、丁寧な説明をとかいろいろ触れてきたのですが、こころ辺も町民の方が安心して暮らせるまちづくりのために、財政がしっかりしていないとどの事業もできないのでぜひこの点を踏まえてやっていかれると思うのですがよろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（多田政拓君） 答弁はよろしいですね。

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして三浦恵美子議員の一般質問を終わります。

以上で本定例会に通告されました一般質問は、全て終了しました。

◎ 日程第2 議案第7号

○議長（多田政拓君） 日程第2、議案第7号 安平町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安平町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 議案第7号朗読

議案第7号

安平町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安平町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年安平町条例第31号）及び安平町職員の育児休業等に関する条例（平成18年安平町条例第32号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充策として、子を持つ職員の時間外勤務を免除する子の対象年齢の拡大及び介護離職防止のため両立支援強化を講じること等所要の改正を行うため、この条例の制定について、提案するものである。

2ページ、3ページの条文の朗読を省略いたしまして、条例改正の趣旨及び今回の改正内容につきましてご説明いたします。

はじめに今回の条例改正は、我が国において少子高齢化が進展し人口減少が加速している中で、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備するため、昨年5月に育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されたことに対応し、町職員に付与されている育児・介護に関する特別休暇等の取得要件や職場体制について所要の改正を行うものです。

条例改正のポイントは主に2点となっております。1つ目は子育て世代の職員に係る子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充策として、残業免除の対象となる職員の範囲を現状の3歳までの子を養育する職員から小学校の就学の開始に達するまでの子を養育する職員に拡大すること。

2つ目は介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等として、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認を行うことや、職員に対して制度を早期に情報提供すること、更には職場環境の整備として相談窓口の設置などを行うことを条例で規定するものです。

また、今回の条例改正により2条が追加となること及び改正された育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律において同法中の条項に変動が生じたため、これらを引用する安平町職員の育児休業等に関する条例の改正の条項ズレについて対応する必要がありますことから、2本の条例を1つの改正条例で一括改正するものとなります。

議案の4ページ、新旧対照表をお開きください。まず安平町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の新旧対照表では、第9条第2項の規定において、職員の申請による残業免除の対象範囲拡大の改正、同条第4項においてこの拡大に伴う所要の改正を行っています。次に5ページの第16条の次に2条追加を行い、第16条の2において配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等に関する規定を、次の6ページ、第16条の3にとして勤務環境の整備に関し職員に対する研修・相談体制の整備、その他勤務環境の整備に関する措置を講じることを定めるものとなります。

最後に7ページになりますが、先ほどの条例の改正及び国の法律の改正に伴い条項ズレが生じる安平町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行うものとなります。この条例の施行期日は法律改正の施行期日である令和7年4月1日とし、条例施行前の残業免除に関する職員からの申請に対応するため経過措置を設けております。

なお、当日配布資料といたしまして、現在職員が妊娠・出産・育児そして家族の介護に直面した際に仕事と生活の両立支援として現在安平町で講じている制度の一覧を添付しています。今回改正されました条例については当町の仕事と生活の両立支援策の一部であり、改正箇所については裏面2ページにおいて太枠で、あと朱書きの部分となりますので参考にいただければと思います。

以上、ご説明を終了させていただきます。ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言は

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第3 議案第8号

○議長(多田政拓君) 日程第3、議案第8号 安平町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔岡総務課長挙手〕

○議長(多田政拓君) 総務課長。

○総務課長(岡康弘君) 議案第8号朗読

議案第8号

安平町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町職員等の旅費に関する条例(平成18年安平町条例第48号)の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、職員等の出張における

旅行代理店等への直接支払いを可能にするとともに、交通費と宿泊料を包括した旅行商品を旅費の種類に追加することなど、必要な事項を定めるため、この条例の制定について、提案するものである。

次ページ以降の条文の朗読を省略いたしまして条例改正の趣旨及び今回の改正内容につきまして、配布しております資料に基づきご説明いたします。配布いたしました資料をご覧ください。

はじめに今回の条例改正ですが、国家公務員等の旅費に関する法律が現下の旅行商品や販売方法その他交通機関・料金体系の多様化など経済・社会情勢に合わない状況で運用されていたことから昨年大幅に改正が行われました。これに合わせて町の条例を改正しようとするものです。

具体的には2つの視点で条例改正するもので、1つ目として旅行商品と販売方法の多様化に対応した支出負担行為方法の見直し。2つ目として交通機関・料金体系の多様化に対応した旅費項目及び計算方法の見直しを行うものです。なお、今回の国の法律改正では、出張における旅費とは出張者が出張中に支出する経費の実費弁償であることを明確にし、旅費支出項目における定額支給項目を実費支給に切り替えるなど見直しなども行われておりますが、町としましては令和7年度中に行政改革の観点からさまざまなあり方など見直しを検討することとしています。

次に条例改正の主なポイントについて、詳細をご説明いたします。まず1つ目の旅行商品・販売方法の多様化に対応した支出負担行為方法の見直しですが、こちらは宿泊と航空機・鉄道など移動が、旅費と交通費がセットになったパック商品の利用が一般的となる中、現行条例では宿泊と交通は別々の設定となっており、パック商品の支給項目が無いため今回の条例改正で制度化するものです。また、現行の旅費制度は旅行代理店等の活用が想定されておらず、原則出張する本人のみが旅費受給の対象となっていて、町の会計から旅行代理店等に対して直接振り込みを行うことができないため、出張者が出張前に概算請求を行い、各々が提携・購入先の旅行代理店等に銀行等から振込を行っている現状にあり、今回の改正で直接町会計から旅行代理店等への支払いが可能となるため事務の煩雑さが軽減されるものです。

2つ目のポイントである交通機関・料金体系の多様化に対応した旅費項目及び計算方法の見直しについては、現行の旅費の規定では路線バス・タクシー・レンタカーの利用項目が無く、これらは一律1kmあたり37円を支給する車賃と定められているものを今回の改正で現下の情勢に合わせ細分化・明確化を図るものです。また、これに併せて下の表にありますとおり鉄道・船舶・航空機の利用における座席グレード等の制限を記載するなど、これまでの内規的な扱いであったものを国の規定に併せて明文化しております。

次に2つ目として、その他今後に向けた検討として、国の法律改正ではこ

これらのほか宿泊料の定額支給方式から上限付きの実費支給方式への変更。また日帰り出張における日当の廃止及び宿泊手当の新設といった改正が行われており、これらについては町職員だけではなく議会議員・各種委員など広く影響が及ぶものであるため今回の改正では反映をさせず、行政改革の観点から令和7年度中に協議・調整を行い必要に応じて改めて改正を行う考えとしています。資料裏面の2ページには国の法律改正の内容に対して今回の町条例改正で対応したものを○と×で表記しておりますので参考にいただければと思います。

続きまして3の施行期日ですが、今回の条例改正は従来出張者のみに直接支給されていた旅費の支出負担行為方法が変更となりますが、加えて旅行代理店のほか鉄道事業者・航空事業者、更にインターネットを経由した予約サイトから格安に商品購入を予約し、その決済を自治体が保有できるクレジットカードなどで電子化に進められることも考慮しまして、現時点で当町では町で保有するクレジットカードはありませんが、そういった所要の条例・規則や会計規則の所要の改正も含み、職員への十分な周知も必要ですので国の法律の改正は本年4月1日を想定していますが、準備期間を想定し施行期日については規則へ委任させていただき、準備に遺漏なきよう対応したいと考えております。

最後にこの条例改正に伴い町職員の旅費条例の規定を引用している安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で、議員各位が公務で出張する場合の旅費の支払方法について、町職員旅費条例を準用している関係から、議会議員の条例の一部を改正する必要がございますので、町職員の旅費条例の附則において議会条例の一部改正を行っております。

以上ご説明申し上げ、ご審議の上ご決定下さいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。本件について原案のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第9号

○議長（多田政拓君） 日程第4、議案第9号 安平町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 議案第9号朗読

議案第9号

安平町公園条例の一部を改正する条例の制定について

安平町公園条例（令和2年安平町条例第5号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

安平町遠浅グラウンドの用途廃止に伴い、公園施設の設置基準を見直すため、この条例の制定について、提案するものである。

裏面をご覧ください。条文の朗読を省略し、改正内容についてご説明いたします。主な改正内容でございますが、令和6年度において教育委員会が管理してきた遠浅グラウンドが解体されたことにより安平町公園条例第6条第

6項ただし書きである運動施設の面積割合100分の65が不要になったことから改正するものでございます。なお、今後都市公園において運動施設を設置する場合は100分の50が適用されます。

新旧対照表をご覧ください。第6条第6項中の遠浅公園に係るただし書きを削除するものでございます。

附則でございますが、令和7年4月1日からの施行となります。以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ここで6条の6のところの改正側の100分の65から100分の50という、この説明はわからないので。申し訳ないですがこのところの下がったパーセンテージというのは一体何かを教えてください。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） まずこの遠浅公園の100分の65ですが、平成30年5月臨時会の議案第1号において提案させていただいています。もともと都市公園法の施行令の中にこの運動公園の面積割合は規定されていまして、100分の50ということだったのですが、施行令の一部改正があってこの面積については各市町村の裁量によって変えることができるということに変わったのですよね。もともと合併以後の話になりますが、合併以前はわからないですが、合併以後の話になりますが、遠浅公園100分の50を超えたままずっと来ていたのですよね。それを実際の面積割合を計算した時に100分の65以内ではあるのですが100分の50を超えていたものですから実際の面積に合わせて条例を改正したのがこの平成30年5月の臨時会ということになっています。

それで今回、遠浅公園が解体されたということによってこの100分の65自体が必要なくなったということになりますので今回これを削除して、今後はこの100分の50のみでいくとなります。なのでこれが適用になっているのがとき

わ公園の運動施設になります。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 100というのは何が基準で100なのか。その50と65という意味の総体的な面積の中の公園としての認知がいくらいくらとっているのか。僕の理解、それが正しいかどうかわからないので教えてください。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 面積の100についてはそれぞれの公園の面積になるのですが、例えばときわ公園の運動公園なのですが、その全体面積、例えば大師ヶ丘だったら総合公園ですので総合公園の全ての面積が100になります。小さい公園であれば街区公園と言うのですが、さかえ公園もそうですが、これの全ての面積、この中に運動施設がどれぐらいの割合があるかということになります。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 5 議案第10号

○議長（多田政拓君） 日程第 5、議案第10号 安平町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 議案第10号朗読

議案第10号

安平町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成28年安平町条例第33号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 6 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、水道法が一部改正されたことに伴い、布設工事監督者並びに技術管理者の資格基準を改めるため、この条例の制定について、提案するものである。

条例本文の説明を省略し、はじめに一部改正の趣旨をご説明いたします。今回提案いたします条例の一部改正につきましては、水道整備・管理行政の所管が厚生労働省から国土交通省へ移管されたことに関連し、水道法の一部改正が行われることから布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準について技術上の実務の範囲や経験年数など、資格要件に関する見直しを行うため、所要の改正を行うものとなります。

それではこれより新旧対照表によりご説明いたします。第 3 条、布設工事監督者の資格につきましては布設工事監督者の資格基準を改正するもので、

第1項第1号では技術上の実務経験の範囲についてこれまで2年以上水道に関する技術上の実務経験を有する者を資格基準としていましたが、1年6か月以上水道に関する技術上の実務経験を有する者に限り、大学又は旧大学令による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を卒業した後3年以上水道・工業用水道・下水道・道路又は河川。以下、これを水道等といいます、に関する技術上の実務に従事した者について資格を有するものと改正しています。

第2号につきましても同様に、これまで3年以上水道に関する技術上の実務経験を有する者を資格基準としていましたが、2年以上水道に関する技術上の実務経験を有する者に限り大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科またはこれらに相当する課程を卒業した後4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した者について資格を有するものと改正しています。

第3号から第10号につきましても同様に、各号において技術上の実務経験年数及び従事した実務の範囲また必要となる教育の課程についてそれぞれ所要の改正を行っています。

第4号、第6号、第11号につきましてもは新設の改正となり、第4号につきましてもは3年以上水道に関する技術上の実務経験を有する者に限り、短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した者について資格を有するものと改正しています。第6号につきましてもは4年以上水道に関する技術上の実務経験を有する者に限り、高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した者について資格を有するものと改正しています。第11号につきましてもは、1年6か月以上水道に関する技術上の実務経験を有する者に限り、土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した者について資格を有するものと改正しています。

続きまして第4条、水道技術管理者の資格につきましてもは、水道技術管理者の資格基準を改正するもので、第1項第1号ではこれまで前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者を資格基準と規定していましたが、今回の第3条の改正に伴い、改正後の同項第1号・第3号・第5号各号の規定に基づく技術上の実務に従事した者について資格を有するものと改正しています。

第2号では今回の第3条の改正による号の新設に伴い、第4号を第5号に、第3号及び第4号を第3号又は第5号に改めるとともに、第3条に準じて専門的な教育の修了に関する用語について学科目を課程と、改正しています。

第4号も同様に第3条の号の新設及び第3条の用語に準じて改正を行っています。第5号は第2号を第1号若しくは第2号に、学科目を課程に改正し

ています。

第7号、及び第8号につきましては新設するもので、技術士及び土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者について、各号の規定に基づく技術上の実務に従事した者について資格を有するものと改正しています。附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第11号

○議長（多田政拓君） 日程第6、議案第11号 ラ・ラ・タウン・おいわけの分譲宅地販売促進に係る減額譲渡等の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 議案第11号朗読

議案第11号

ラ・ラ・タウン・おいわけの分譲宅地販売促進に係る減額譲渡等の特例に関する条例を廃止する条例の制定について

ラ・ラ・タウン・おいわけの分譲宅地販売促進に係る減額譲渡等の特例に関する条例（令和元年度安平町条例第7号）を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

ラ・ラ・タウン・おいわけの分譲宅地販売促進に係る特別販売キャンペーンの期間終了に伴い、この条例の制定について、提案するものである。

裏面をご覧ください。条文の朗読を省略いたしまして条例の趣旨及び内容につきましてご説明いたします。今回廃止いたします条例は、道の駅あびらD51ステーションのオープン記念という位置づけで令和元年10月にスタートし事業単位を3か年のローリング方式という形で2期6年にわたり、ラ・ラ・タウン・おいわけの分譲宅地販売促進に係る特別販売キャンペーンを展開してきたところであります。この2期6年にわたり実施してきた事業期間が本年度末に終了すること。また、これまで安平町が進めてきた子育て・教育環境の魅力化の取り組みを通じて令和4年から3年連続で社会人口が増加しているなど、移住を希望する子育て世代に加えラピダスの試作ラインの稼働予定といった社会情勢等を背景とした近年の住宅ニーズを鑑み特別販売キャンペーンを一旦終了し通常販売方式に戻すため、本条例を廃止するものであります。

また、本特別販売キャンペーンの終了後、来年度から予定している通常販売方式では町営若草団地の分譲地販売で行っている従来方式と同様に長期優良住宅建設助成金を通じて町営分譲地の住宅建設を促進していく流れとなっております。

なお、附則2の経過措置といたしまして、本廃止条例の施行日の前日までに現行条例又は安平町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定に基づいてなされた財産の貸付等に関する契約のうち、この条例施行の際引き続き継続しているものについては、この条例の施行後もなおその効力を有するものと定めております。

以上ご説明申し上げ、ご審議の上ご決定下さいますようよろしくお願いいたしますします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） この条例の廃止に伴う今まで行ってきた販売。成果的にどうだったのかなと。強く推していた部分があって、とても興味あって、何とかなるのではないかなというような気もしていたのです。想定した形としてどうだったかという反省点も必要なのかなというところと。

これから違う方策で若草の団地も含めて来年度という形で切り替わっていくお話もありましたが、それでいて今までの特典があったのをわざわざ切った次の違う方法で、じゃあ売れる方法としてそれでいいのかって。今ラ・ラ・タウンを売ろうとしてずっとやっていたのにラピダスが来るからウチ今度売れるのではないかということで、これ止めましょうよって、何かこの切り替え方って満了だから仕方ないという意味なのか、この辺についての反省点とこの次に掲げる意味での今までの状態を説明をお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） これまでの実績等を説明しながら今のご質問に答えていきたいと思います。まず1期目の令和元年から3年までやっていたラ・ラ・タウンの販売状況についてです。3年間で4件の販売実績がありました。うち2件が町内の方でした。この1期目の動きとしては特に胆振東部地震を受けまして住宅が全壊したと、宅地・住宅を求める方がいらっしゃいましたので、そういう点においては町内移動が2件あって効果を発揮していたものだと担当としては分析しています。

次2期目に入ります。2期目は4年から今回の6年度末まで実施していた実績で申しますと3年間で2件の実績がありました。こちらは全て町外になっています。また、この間従来方式として若草団地が通常売っていたのですがこちらについても2件実績がありまして、担当課の分析としてはこのキャンペーンで安くして売ることと長期販売優良助成金で売る方式、特に特段差が無いと整理しています。その上で買う方の感覚をハウスメーカーから聞いている部分で言いますと、最初から値段を安くしていますと安かろう悪かろうという発想になるということでして、近隣の市町村の販売方式を見

ていますと、あとから助成金を付けるということの方がメリット感が出てわかりやすいという検討状況もありまして、今回若草団地の販売方法と同様に助成金方式で一本化する形で整理している経緯があります。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 近年3年間で2件町外の人に販売ということですが、今家の、自宅の前の角に建設中ですがそれも含まれていますか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） はい。その1件も含まれています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） それで若草団地の長期優良住宅条例に基づいた販売ということですが、この内容についてはどうですか。私も前から土地が安いから買おうという、そういう暮らし方をする人はいないと思っていたのですよね。だからいろんな条件の中で安平町を選んでくるのだろーと思っていましたし、その時に地域性を選んだ時に住宅そのものの、住宅建設に対する特典みたいなのがあった方が本当に一生に一度の高い買い物をするのですから助かるなと思っていたのですが。そういう点から言って今土地の販売じゃなくて住宅建設に対する特例的なものを考えているのだろーと思うのですが、具体的にどういう内容なのか教えてください。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 長期優良住宅建設助成金についてですが、令和6年度までは、町営若草団地を買った場合には330万円の助成が付く形になっていました。これは次は来年度予算になるのですが、こちらの方を助成金の方も一本化していく整理になっていまして、ラ・ラ・タウン、町営若草団地同様に今回330万円だったものを200万円という形で近隣町村の事例を見ながら設定しているところになっています。

また条例から助成金方式に変える考え方としては、このように特例条例で金額設定しますと3年間なかなか固定して住宅ニーズに対応がしづらいこともありまして、助成金方式に見直していきますと毎年度予算審議の中で近隣のニーズに合わせながら、金額を設定しながら適切な迅速な対応ができるものかと担当としては考えています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 内容はわかりましたけど、私が二十数年前土地を買った時に引っ越し費用で20万円とか子どもが、就学児がいた時には20万円とかそういう制度があったのですが。そういう細かい助成制度みたいなものはどうなのでしょう。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 今、米川議員がおっしゃってくださったのは安平町の定住促進条例の助成メニューの形で居続けたものでして、令和3年だったかと思いますが条例改正を行いまして、住宅建設奨励助成金がありまして、こちらについては町分譲地で土地を買って住宅を建設した場合には20万円のポイントあびらが支給されたり、またその方が町外から転入されてきた場合には、これも町営地に建てた場合と町営分譲地以外に建てた場合に差はあるのですが、町の分譲地の場合であれば更に20万円のポイントが加算するよと。もう一つ、そこが子育て世帯の方で15歳未満の子どもがいる世帯であれば10万円のポイント加算が付くということで、最大50万円のポイントが加算される制度となっています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここまで

◎ 日程第7 議案第12号

○議長(多田政拓君) 日程第7、議案第12号 安平町合宿所条例及び安平町早来研修センター条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長(多田政拓君) 教育委員会参事。

○教育委員会参事(佐々木英生君) 議案第12号朗読

議案第12号

安平町合宿所条例及び安平町早来研修センター条例を廃止する条例の制定について

安平町合宿所条例(平成18年安平町条例第170号)及び安平町早来研修センター条例(平成18年安平町条例第158号)を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

安平町さかえ合宿所及び安平町早来研修センターを用途廃止するため、この条例の制定について、提案するものである。

裏面をご覧ください。条例本文の朗読は省略し、条例廃止に係る経緯をご

説明します。現在改修しております早来公民館につきましては被災した早来研修センターの体育館機能、被災したしらかば合宿所、更にはさかえ合宿所の合宿機能を統合した改修を実施しているところですが、令和7年4月に早来公民館がリニューアルオープンすることに伴い、これらの施設を用途廃止するため、関係条例の廃止についてご提案するものです。

なお、廃止後の施設利用についてですが、さかえ合宿所については現時点では後利用について決定してございませんので当面普通財産として管理し、早来研修センターにつきましては現在各種備品の倉庫として活用していますので、当面倉庫として活用する予定となっております。

以上で説明を終わります、ご審議のうえご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8～13 議案第13～18号

○議長（多田政拓君） 日程第8、議案第13号 令和7年度安平町一般会計予算について

日程第 9、議案第 14 号令和 7 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第 10、議案第 15 号令和 7 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について

日程第 11、議案第 16 号令和 7 年度安平町介護保険事業特別会計予算について

日程第 12、議案第 17 号令和 7 年度安平町水道事業会計予算について

日程第 13、議案第 18 号令和 7 年度安平町下水道事業会計予算について

以上 6 件を一括議題とします。各会計予算について説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 各会計について一括提案説明をさせていただきます。

それでは議案の朗読は議案第13号安平町一般会計予算についてのみとさせていただきます、3 事業特別会計及び水道事業会計並びに下水道事業会計については議案の朗読を省略し、各会計の歳入歳出予算の総額の説明をもって提案説明とさせていただきます。

議案第13号

令和 7 年度安平町一般会計予算について

令和 7 年度安平町一般会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和 7 年度安平町一般会計予算について、地方自治法第96条第 1 項第 2 号の規定により提案するものである。

令和 7 年度 安平町一般会計予算

令和 7 年度安平町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,529,856千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費、負担金補助及び交付金（退職手当組合負担金）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

議案第14号

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計予算を別紙のとおり定めたので、議会の議決を求める。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

令和7年度 安平町国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度安平町の国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ879,046千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

議案第15号

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算を別紙のとおり定めたので、議会の議決を求める。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

令和7年度 安平町後期高齢者医療事業特別会計予算

令和7年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ165,732千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

議案第16号

令和7年度安平町介護保険事業特別会計予算について

令和7年度安平町介護保険事業特別会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和7年度安平町介護保険事業特別会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

令和7年度 安平町介護保険事業特別会計予算

令和7年度安平町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(保険事業勘定歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ925,576千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(介護サービス事業勘定歳入歳出予算)

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,076千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により保険事業勘定歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

議案第17号

令和7年度安平町水道事業会計予算について

令和7年度安平町水道事業会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和7年度安平町水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案するものである。

令和7年度 安平町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度安平町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出に対して不足する80,424千円については、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,883千円、当年度損益勘定留保資金57,781千円、減債積立金17,760千円で補填するものとする。)

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第9条 地方公営企業法第17条の3の規定により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は119,752千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,650千円と定める。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

議案第18号

令和7年度安平町下水道事業会計予算について

令和7年度安平町下水道事業会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和7年度安平町下水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案するものである。

令和7年度 安平町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度安平町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、管渠費18,000千円の財源に充てるため企業債9,000千円、総係費684千円の財源に充てるため企業債600千円を借り入れた。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する20,430千円については当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,350千円及び減債積立金8,080千円で補填するものとする。)

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、190,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第10条 地方公営企業法第17条の3の規定により、一般会計からこの会計への補助を受ける金額は140,371千円である。

令和7年3月6日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは各会計の歳入歳出予算の総額について説明を致します。

議案第13号、令和7年度安平町一般会計予算について。令和7年度安平町一般会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。令和7年3月6日提出、安平町長。提案理由、令和7年度安平町一般会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

それでは各会計の歳入歳出の総額について説明を致します。

令和7年度安平町一般会計予算について、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ85億2985万6000円と定める。

議案第14号、令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億7904万6000円と定める。

議案第15号、令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6573万2000円と定める。

議案第16号、令和7年度安平町介護保険事業特別会計予算について。保険事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億2557万6000円と定める。介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ707万6000円と定める。

議案第17号、令和7年度安平町水道事業会計予算について。収益的収入及び支出の予定額は、収入3億8476万5000円、支出3億8388万3000円と定める。資本的収入及び支出の予定額は、収入4788万円、支出1億2830万4000円と定める。

議案第18号、令和7年度安平町下水道事業会計予算について。収益的収入及び支出の予定額は、収入6億5249万9000円、支出6億5741万1000円と定め

る。資本的収入及び支出の予定額は、収入 4 億6822万4000円、支出 4 億8865万4000円と定める。

以上で、令和 7 年度安平町一般会計予算ほか 3 事業特別会計及び水道事業会計並びに下水道事業会計予算の提案説明を終わります。

ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしくお願い致します

◎ 予算審査特別委員会の設置、予算案付託及び委員の選任

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。各会計予算の説明が終わりました。

お諮り致します。只今一括上程しました議案第13号から議案第18号までの令和 7 年度各会計予算については本定例会初日に議会運営委員長から報告がありましたとおり、議長を除く10名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ本定例会会期中に審査を行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。従ってそのように決定しました。

只今設置された予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により議長が会議に諮って指名することになっていますので指名致します。

1 番 工 藤 秀 一	2 番 米 川 恵美子	3 番 小笠原 直 治
4 番 鳥 越 真由美	5 番 田 村 興 文	7 番 三 浦 恵美子
8 番 箱 崎 英 輔	9 番 内 藤 圭 子	10 番 高 山 正 人
11 番 梅 森 敬 仁		

以上 10 名を指名致します。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって只今指名したとおり、予算審査特別委員会の委員に選任されました。

次に特別委員会の委員長及び副委員長を互選いたします。委員長及び副委員長の互選は委員会条例第 7 条第 2 項の規定により委員会において互選することになっております。只今選任された予算審査特別委員は休憩中に議員控室において委員会を開催し、正副委員長の互選を行い速やかに委員会の構成

を得るよう委員会条例第8条第1項の規定によりここに召集致します。

特別委員会の皆様は議員控室へ移動し、正副委員長を互選の上報告願います。暫時休憩致します。

(暫時休憩)

(正副委員長の互選)

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。

諸般の報告を致します。休憩中に特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告致します。予算審査特別委員会委員長に、

委員長	2番	米 川 恵美子
副委員長	10番	高 山 正 人

が選任されました。

以上のとおり互選されたとの報告がありましたのでお知らせ致します。

また、委員長より付託事件審査のため委員会を3月10日月曜日午前10時から開会したいとの申し出がありました。

お諮りします。これより予算審議のため、委員会が終了するまで本議会を休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。予算審査特別委員会が終了するまで本会議を休会とすることに決定しました。

以上で休会いたします。ご苦労様です。

休会 午後 4時33分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
